

# パネルディスカッション「公共哲学と公務員倫理」

## ～ 民主制国家における公務員の本質 ～

内閣委員会調査室  
総務委員会調査室  
行政監視委員会調査室

近年、公務部門において公共哲学と公務員倫理に関する議論の重要性が指摘されている。昨年8月に人事院が給与勧告に併せて行った「公務員人事管理に関する報告」においても、当面の課題の一つとして、公共哲学と公務員倫理に関する研修の充実の必要性が述べられている。

行政がますます複雑高度化する中、これからの国家公務員が、幅広い視野や洞察力とともに、高い使命感や倫理観を備えていなければならないことは、当然のことである。しかしながら現実には、官製談合の全国的蔓延、年金記録の喪失、年金保険料の横領、防衛省の公務員倫理規定違反など、公務員不祥事はやむことがない。こうした事態の深刻さを考えると、そもそも民主制国家における公務員はどうあるべきか、公務員のあり方の根本にさかのぼった考察が不可欠である。

このような状況を踏まえ、平成20年1月22日、公共哲学と公務員倫理をテーマとしてパネルディスカッションを開催した。以下、討議の様様をありのまま紹介することとする。

### パネリスト（五十音順、敬称略）

金 泰昌（キム テチャン）京都フォーラム・公共哲学共働研究所所長

武田 康弘（たけだ やすひろ）白樺教育館館長

山脇 直司（やまわき なおし）東京大学大学院総合文化研究科教授

### パネリスト兼司会

荒井 達夫（あらい たつお）総務委員会調査室次席調査員

パネリストのプロフィールについては巻末を参照。



荒井 パネルディスカッションを始めたいと思います。初めに、当室の室長からご挨拶があります。

高山総務委員会調査室長 総務委員会調査室長の高山です。本日は、常会冒頭の代表質問の最中という大変お忙しい中、調査室が企画しましたディスカッションに大勢参加していただきまして、ありがとうございました。また、公務多忙な折、日程をやり繰りして出席していただきました3名の先生方、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。



さて、本日のテーマでございますが、「公共哲学と公務員倫理」というパネルディスカッションでございます。哲学とか倫理とか、聞いただけで難しくて、わかりにくく、なおかつ、奥の深いテーマでございます。大きな意義が幾つかあると思いますが、2つほど述べさせていただきます。

1つは、昨今の公務員をめぐる不祥事の一連の反省、それと、改善の意味も含めまして、公務員がより高い使命感、倫理感をいかに発揮して、また、その専門性をいかに醸成していくかということを中心に大きな政策課題としてとらえていることと関連します。この問題につきまして、人事院でも既に取り組んでいただいておりますが、公共哲学と公務員倫理につきましても、幹部級の行政研修で既に取り上げてはいるのですが、公務員倫理の育成、向上の中で何が習得されていくのか、また、公共哲学に何を期待していくのか、また、公務行政の推進に当たって、これまで公共哲学がどんなことに関与して、また、どんなことにこれからまた貢献していけるかというのがちょっとわかりづらく、難しいところではないかと思っております。本シンポジウムの成果を踏まえて、その辺をある程度解明できて、先生方から貴重な示唆をいただければと思っております。

もう1点は、こういった企画が国会の参議院で開かれるということに大きな意味があるのではないかと思います。調査室は常にいろいろな政策課題に対しまして分析、評価、提言ということをテーマに掲げていますが、国会からの情報発信というのも1つの大きなテーマと考えております。本日お招きした先生方は、日本、韓国を代表する公共哲学の第一人者でございます。このすばらしい先生方をお招きした成果が、国会からの情報発信という形で、何らかの形で行政活動なり、また、立法活動に寄与していくことができれば大きな意義があるのではないかと思います。

それでは、本日ご出席のパネリストの先生方をご紹介します。皆様には、先生方のご了解を得まして、詳細なプロフィールをつけさせていただいておりますが、それをごらんいただきたいと思っております。

皆様から向かって右が、山脇直司先生です。山脇先生は現在、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授として、公共哲学、社会思想等の研究分野に幅広くご活躍されています。政治、経済、メディア、科学技術、教育等のさまざまな社会現

象を、公共性という観点から総合的に論考し、21世紀の学問としての公共哲学を開拓中であります。

次に、山脇先生の左隣ですが、金泰昌先生でございます。金先生は現在、京都フォーラム・公共哲学共働研究所の所長としてご活躍され、韓国籍の大阪人として学生の間ではいろいろなニックネームをいただくほど慕われている人でございます。公共哲学を韓国、中国、日本の間を結び、つなぎ、生かす哲学、また、語り合う哲学として位置づけ、世界じゅうを飛び回って幅広くご活躍されております。

次に、金先生の左隣が、武田康弘先生でございます。武田先生は、小学生から70歳までの幅広い方を対象に、対話による哲学学習等に取り組まれている白樺教育館の館長として、普通の言葉で自由に対話する哲学運動等に活躍されるとともに、市民の参加による対話文化の活動等に大変熱心に取り組まれております。

それと、本日、3名のパネリストに加えまして、司会を務めますのが、総務委員会調査室の荒井次席です。荒井次席は、行政制度、公務員制度の担当として研さんを積む中、この3人の先生方から日ごろから教を乞うとともに、いわゆる対話学習を積んでおります。本日、このシンポジウムができたのも、荒井次席の日ごろの尽力と思っております。

前置きが十分長くなりましたので、あとのほうは司会に譲りますが、皆さん、お時間の許す限り静聴していただければ幸いです。

それでは、荒井さん、よろしく申し上げます。

荒井 それでは、まず、パネルディスカッションを始めるに当たって、若干の注意事項ということでお話しさせていただきます。

ディスカッションの時間ですが、ただいまから午後4時まで予定しています。それで、終了後、もし質問等ありましたら、時間的余裕がそのときありましたら、応答の時間を取らせていただきたいと思いますと考えています。

パネルディスカッションは、配付資料がありますが、その中に「パネルディスカッションの論点<sup>1</sup>」というものをに入れております。それに沿って進めたいと思います。それにがっちり沿って進むかどうかわかりませんが、大体そのような感じでということです。

その次、あくまでも討論ですので、発言時間は1人1回3分ぐらいでお願いしたいと思います。余り長い場合は制限させていただきたいと思います。

最後ですが、きょうのテーマは「公共哲学」です。公共哲学の神髄とは市民の対等な対話ですので、先生というお名前、金先生、山脇先生、武田先生、通常はそういうふうにお呼びしているわけですが、きょうは対等な立場で皆さんを「さん」づけにしたいと思います。

---

<sup>1</sup> 巻末を参照。

## 1. 公務員の現状についての基本認識

荒井 では、始めることにいたします。パネルディスカッションの論点。きょうは、まず公務員の現状についての基本認識ということで、最近では防衛省の守屋事務次官の汚職事件、それから、厚生労働省の薬害肝炎事件、これが2つの大きな事件として出てきている。これは本当に我々の民主制国家において、公務員は本来どうあるべきなのかという本質を問われるような事件なのだなと思います。これについて、まず皆さんのお考え、感想でも結構です。言っていただきたいと思います。では、山脇さんからお願いいたします。

山脇 はじめまして。山脇と申します。繰り返しになりますが、自己紹介をもう1回させていただきますと、東京大学に2つのキャンパスがございまして、駒場と本郷がございまして、私は駒場キャンパスに20年間おります。1・2年生、3・4年生、大学院までの3層構造になっておりまして、そこで授業をしております。

けさも9時から10時半まで大体履修者400人くらいいる授業で、社会の最後の授業、「公共哲学入門」ということで語ってまいりました。

公務員をどのように見ているかということですが、国家公務員、東京大学は法学部がまさに国家公務員養成所みたいなところで、私どもは初めからずっと違和感を感じている学部でございますが、内部でも法学部というのはよくわかりません。



ただ、汚職事件等々を見ますと、必ずしも東京大学の出身者ということではなく、もっと一般的な問題ということが露呈されていると思います。

本来どうあるべきかということについては、憲法15条、全体の奉仕者であるということ、英語でパブリック・サーバントであるということが、いわゆる明治憲法と現在の憲法の違い。公僕としての公務員ということが当然あるべき理念だろうと思います。

ただ、やはり公務員にはいろいろ義務があって、パブリック・オフィシャルでもありますから、行政のプロでもあるわけです。その行政のプロとしてのオフィシャル、当然、そこでは守秘義務みたいなものもございますし、公務員法ではさまざまな幾つかの義務が書かれております。

ですから、公務員の生き方というのは、パブリック・サーバントとして、自分の能力というものを遺憾なく発揮するというような、当然、どのような国家体制にあっても必要な行政のプロであります。民主主義国家においては人々のためにあるということ、それを絶えず自覚しなければならない、そういう存在ではなかるうかと思っております。

これがどの政党でも、自民党から共産党まですべてコンセンサスができるのではないかという気がするわけで、今の首相の方もおとぼけで有名ですが、結局、今の肝炎

の問題も、「結局、行政が国民のことを忘れたということですか」ということをふと漏らしました。

まさにそういうことで、当然、存在意義といいますが、後で言いますが、三元論というのは最初にあるのではなくて、最初にあるのは公共的な秩序のレジティマシーという問題、それが何であるかというのが公共哲学、特に行政の公共哲学の一番根幹でございますから、そういった正当性というものが国民にあるということ。国民のために尽くす、そういった存在であろう。そういうふうなことと思っております。

以上でございます。

荒井 金さん、よろしくお願いします。

金 私は韓国で大学や公務員研修所、いろいろなところで話をするとき、いつも話したのは、日本の官僚こそ日本が近代化の過程で輝かしい栄光をもたらした張本人たちだと。ですから、韓国も日本の官僚に学び、その清廉潔白さ、勤勉さ、正直さ、天下国家をいつも考えるということを教訓にするべきだというような話をしていたのです。



それが 1990 年にたまたま日本に来て、そのときからちょうど“官僚神話”というのが少しずつ崩れ始めた。それで、いろいろなところで、その前まで思っていたような官僚ではどうもないような気がするということを感じ始めて、これはどのように説明したらいいのか自分自身が困っちゃったわけです。

それで、結局は、外国の学者たちとも話をしながら、そもそも日本の近代化という過程で果たした官僚の役割をポジティブにとらえようとしても、そこで我々が見過ごしていたことは何なのかということ、友人たちと一緒に考えたのです。

それは、官僚の内部的なことが間違っただかというふうな見方と同時に、官僚を必要とする日本という社会、国家のあり方が変わった。ですから、官僚にかけていた期待が、時代の変化、状況の変化によって抜本的に変わってしまったにもかかわらず、官僚がある意味では成功にうぬぼれて、状況の変化に対応する再調整がうまくいかずに、ずるずる続いてきたことが、結局今日、日本の隅々まで波及している反官僚的社会心理ではないのかという考え方に行き当たったわけです。

官僚というのはそもそも、国民国家を形成し、その土台を固め、国際競争力に負けずに維持強化を推進していく、その主体だという感じがあると思います。そういうふうに教えられたし、そういうふうに教えたわけですね。

ですから、天下国家を考える人たち、最優秀な人たちで、あらゆる資格を整えた人たちという考え方があったのですが、それはエリートによって国家を導いていくというような考え方が社会構造に定着していたときは、そういう期待にこたえて官僚のあ

り方がつくられましたし、尊敬もされましたし、生きがいを感じた。

社会全体の知的水準が上がり、必ずしも官僚に指導されなくても、民間のほうで自主的に社会をつくり、変えていくことができるという考え方が浸透するにつれて、官僚だけにすべてをお任せし、それに頼るという考え方が徐々に変わったと思うのです。

そういう変化に対して、官僚のほうからの適応、対応、再調整がうまくできていないところから、いろいろな期待していなかった、予想していなかった不都合が起こり、それが今度はもう少し悪化しますと、違法行為になり、反道徳的なことが起こり、国民の期待が大きかったかわりに、失望も大きいし、それで反感が大きくなり、結局今は、私はいろいろなところでお話を聞く限り、官僚に対してバランスの取れたちゃんとした理解を持つようとする努力はほとんどなくて、まずはたたく、まずは官僚批判するというような状況まで持っていったのではないかな。

その中の1コマ、2コマのいろいろな事象が、大きいもの、小さいもの、あらゆるものにあらわれて、今は守屋さんの防衛省の公務員不祥事に国民の関心が集中しているわけですが、私はそういうものは大きい、小さいものを合わせていろいろなところにあると国民は思っていますから。

ですから、公務員一人一人の人間としてのあり方を考えると同時に、官僚制度という制度論的な考え方もまた見直して、国家というもののあり方、国民というもののあり方、世界との関連、そして、複合的に起こっている問題に対する我々の対応の仕方、そういうものを相互関連的に考え直す時期に来ているのではないかな。そのようなことを考えます。

ですから、1つ2つの学問分野において対応できるような問題ではなくて、総合的に、抜本的に、根本的に、基本的に考え直さなければいけないので、従来の学問のあり方としてはこれはどうも対応しきれないということで、学問のあり方、考え方、実践活動のあり方を変えていこうということで、とりあえずは公共哲学という名前のもとに、ありとあらゆる見直し作業、考え直し作業を今進めているわけです。

荒井 若干長いので、もう少し短くお願いします。では、武田さん、お願いします。

武田 何とか3分以内で(笑)。私は、1952年生まれで、東京の神田というところに生まれて、文京区の向丘に半分半分の生活だったのです。その中で、小学校は文京区立誠之小学校というところで、そこで小学校5年生のときに政治クラブというのをつくってくれというふうに先生に頼みまして、政治クラブができたのです。政治クラブで5年生、6年生のときに、政治というのがおもしろくてしょうがなかった。小学生が新聞の社説などを読みまして、何ともかわいくない小学生だったわけですが(笑)。



ただ、そのときから実は、日本は政権交代ができる二大政党制にならないと、民主

主義というシステムがうまく作動しないということ、床屋さんに行って小学生がしゃべったりしましたので、変な子だというふうに見られたこともあったのですが。

私のおやじは労働省に勤めていましたので、いわゆる官僚というのは実務をやる人間だと小学生のときから思っていたわけです。今、金さんからお話があったように、日本の方針を決めるのは政治家ではないのか。政治家が方針を決めるのであって、官僚の人が日本の方針を決めるといったら民主主義にならないというふうに幼いときから思っていたのです。これは原則ではないかと。

私はその点で金さんとの論争でも、小学校以来同じ考えを言っているだけなのですが、その原理原則をきちんと自覚して、そういう方向に社会を持っていくという点が真っ当なことではないのかというふうに思っているわけです。

実は、ちょっと新聞を持ってきたのですが、3～4日前、政府広報、厚生労働省ということで、全紙、C型肝炎の問題でこういうのが出ましたね。情報が全部出ているのですね。これは血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関というのが全部載っているわけですが、こういう情報が今出たのですね。

この問題は今の話ではないですよ。5年前に患者の人たちが、自分たち自身が病気にもかかわらず、やむにやまれず裁判を起こして、5年間も裁判して、その裁判の内容たるや、一体、三権分立とモンテスキューが唱えたのだけれども、三権分立は日本にあるのかと思うような内容の判決が出ている。ほとんどすべての一般市民、一般国民は非常に怒りましたよね。右翼も左翼もないですよ。

それに対して、ようやく政治決断ということで1つの決着を見た。もちろんこれですべて解決ではないですが。そうやって初めて情報が出るのですね。これは一体何なのかと。

これは、私が最初に申し上げましたように、どうも官僚、官僚政府と言ったらいいのでしょうか、“官府”と言ったらいいのでしょうか、と言っているものが、自分たち独自の何か世界を持ってしまっている。これを私は、三元論で言うと、公という世界を持ってしまっている。だけれども、私に言わせれば、公という世界が自立して存在するということが、民主主義社会においては成立するはずがないと思っているわけです。

公という世界というのは、これは公ではなくて、官なのです。官という組織なのです。この官という組織というものが、これは主権者である国民の安全、利便性を担保するために、主権者が税金によってつくった機関だし、したがって、官僚と言われる方は国民のサービスマンではないのか。うちのおやじなどはそういう考えだったのですね。

だから、それが本来の官僚という方々の姿で、そのことの仕事にはすごい私はおもしろみと「エロース」があると思うのです。そうであるならば、変なエリート意識をもし持てば、それは本来のおもしろみというのは出てこないかもしれないけれども、これは真に国民の人たちの全体に対するサービスマンだといったら、これほどやりがいのある仕事はないと思うのです。そういう位置づけ自体が、民主制社会における

原理原則に反するということがあるから、こういうことが年がら年じゅう起こっているわけです。

だから私は、公という世界と、市民的な公共というのを分けるという考え方自体が、原理の次元では成立しないし、成立させてはいけないというのが私の主張なのです。そこでいわゆる公共哲学運動、東京大学出版会から20巻ほど本が出ていますが、それについては私は反対しているということなのです。これがその事例です。

もちろん、そのように解釈して言われているのではないことはわかっているのですが、ただ、原理次元においてはそのことをはっきりさせる必要があると思います。

長くなってすみません。

荒井 ちょっと長かったですね（笑）

私も一言お話しさせていただきたいのですが、防衛省の事件を見てみましたら、もともと守屋さんという方は、防衛庁調達実施本部背任事件、スキャンダルですね。それで防衛庁幹部が懲戒処分を受ける中、防衛施設庁施設部長だった守屋氏が3階級特進という形で防衛庁官房長に昇進した。それで、官房長になってから、ご本人が職員倫理規定を作成した。それで、事務次官に就任してから、倫理規定を徹底させる倫理監督官を務めた。こういうことなのです。



これはちょっと深刻な問題だな。だれが聞いてもそうだと思います。だれも否定できないだろうと思います。これは恐らく、三元論、滅私奉公、東大出版会で書かれている方針、それで行くと、私は、滅私奉公で入った公務員、それで、滅私奉公でずっと勤めてきた公務員が、今度は“滅公奉私”になっちゃったのではないか。そういう事例じゃないかと思ってならないのです。

それから、薬害事件ですね。こちらのほうはどういうことかという、30億円で片づけようというふうに一度厚生労働省は示したわけです。でも、それでは国民は納得しないから、やはり一律救済だということで決着を見たということですね。

30億円のときに私が思ったのは、被害者に線引きしちゃった。線引きの仕方も、国が責任を認める、認めないところでまず線引きしちゃった。あと残り認めないところは勝手にやってよということで、30億円で裁判費用なんか出してくださいねということだった。でも、だれも認めなかったですね。これは、一般市民の公共という考え方で、それから、役人の考えている公というものが著しくずれていたということではないかと思えてなりません。実態的にそうなのではないか。

それで、これを考えたときに、金さんの“滅私奉公”、“滅公奉私”、“活私開公”、鮮やかに頭の中に浮かんだのです。これだと。これは現実をきれいに説明しているなと。ただ、これは現実を説明しているのであって、これが公共哲学の原理かどうかという問題ではない。これは間違いのないのではないかと思います。で、考えたときは、



やはり市民の公共というものは、政府の公というものと一致しないと民主主義ではないかというのが私の考えです。

先に行ってしまいました。山脇さん、いかがでしょうか。

## 2. 公共哲学の原理・理念

山脇 ちょっと誤解を解くため、20巻というのには1つの運動と言っても、だれが旗振りしているかということ、最初は佐々木毅先生と金先生が始めて、2人の考えを議論しているうちに相当違うというのがわかったし、これが一つの原理を求める運動と絶対取っていただきたくないことです。

多様な意見が行っていて、そこから一般読者は何かを学ぶ、そういうシリーズであって、お上が下から原理運動になってしまいますから、原理という言葉は好きじゃないです。複数制ということを保証しなければならないということで、それを最初に申し上げておきたい。だから、佐々木先生は完璧に二元論なのです。三元論者ではありません。公私二元論者です。金先生は三元論者だと思います。

私はどうかということ、何度も言うように、それは今現実を説明するために非常に有効であるというふうに見えるし、公共という言葉は本当に危ないのです。例えば、和辻哲郎が公共性ということが一番最初に鮮やかに述べて、それが1930年代、本当に哲学的に論じた倫理学というのが岩波文庫で4巻出ています。ですから、日本で最初に公共性ということを出したのは和辻哲郎で、読売新聞の橋本論説委員とか、そういった人たちは非常にすばらしいと誉めていますから。

そういう形で、はっきり言って公共性ということ自身が何であるかを問う、それが公共哲学なのですね。自明の定義があるわけではありません。

そのことと言いますと、パブリックという英語でも3つの意味があります。まさにガバメンタルという意味があります。「国家の」という意味があります。2番目はオープン・ナット・ヒドゥンという意味があります。3番目は、すべての人々にかかわる、人々全般にかかわる、その3つがあります。ですが、英語でパブリックといっても一義的ではございません。3つあって、コンテクストに応じて言い分けられる。

例えば、パブリックセクターというと、これは政府関係が出している部門です。それに対して、パブリックカンパニーというと、これは株の公開会社という意味です。パブリックコーポレーションというと2つの意味があって、むしろ政府機関的な公社みたいなものを指す場合もありますが、まさにパブリックカンパニー的に言う場合もあります。さらに、パブリックスクールのパブリックというと、これはイギリスでは名門私立学校です。ですから、そういった形で、多義的で、一義的に原理を求めるといような思考はとりません。

ただ、はっきりしなければならないのは、民主主義という言葉を出しましたが、まさに民主主義において、民主主義自身も何であるか、いろいろな議論、民主主義は目

的であるか、手段であるかということから始めなければだめだと思いますが、少なくとも公共哲学で言うと、人々の意思、民の公共というものが政府や官をチェックする、3つ並列というのではなくて、まさにレジティマシー、正当性ということ、その秩序は民の公共にあるというようなこと。

その場合の民というのは、個人一人一人がなるということですから、パブリック、公衆ということになるかもしれませんが、その場合、三元論ということをおソグマティックにとるのではなくて、民の公共ということがあって、絶えずそれをチェックする。

それが一番究極にあるという形で、「公」という言葉が、日本でいうと、公とか、公用車とか、いろいろな意味でネガティブに使っていますから、あえて言いますと、英語でいうとオフィシャル、ガバメンタル、そういう意味ですから、パブリック・オブ・ザ・ガバメントとか、そういう意味でとっていただきたくないと思います。そういうところでしょうか。

荒井 よろしいですか。1点確認したいのですが、山脇さんの本で、民の公共と、政府の公というのをはっきり分けておられますよね。その点は、金さんのお考えと全く同じではないかと私は思うのですが。

山脇 分けるということは、ある意味で、プラグマティックに記述する上で、これだけ、一旦分けてみようということが必要ですけれども、これは現実に分けられているわけではない。一旦分けた上でどっちが大切かということ、民の公共が大切なわけです。

荒井 公共哲学の原理として分けるということによろしいですか。

山脇 原理という言葉を使いたくありません。これは記述、仮説として、こうやったほうが現実を説明しやすい、そういう理念型です。ですから、原理ではないです。

荒井 単に現象を見るという点で分けるということですか。

山脇 はい。現象を説明し、いろいろ考えてみるという意味であります。

荒井 いかがでしょう。

武田 理念という言葉、原理ではないけれども、理念であるということ。

山脇 理念型です。仮説です。

武田 山脇さんの「公共哲学とは何か」という本の中で、根本理念があるというふうに書かれているのですね。「根本理念は、政府の公、人々の公共、私的領域を相関関係にあるものとしてとらえ」という記述ですね。それから、「政府の担い手とする公と、民や人々を支える公共とを区別すべきだというのが本書の大きな主張の1つです。幸い、英語のパブリックと違って、日本語では公と公共、言葉で区別できます。そのメリットを生かして、大胆に双方を区別することで、公私二元論ではとらえ切れないようなもの、これが日本における公共哲学の根本主張の1つなのです」というふうに記載されているのですね。

それから、東大出版会の20巻のシリーズ、コピーですが、20巻のシリーズすべての表紙に、編集方針が4つ書かれてあって、その2番目に、従来の公と私という二元論ではなく、公と私を媒介する論理として公共性を考えるというのが、4つの編集方針の1つとして掲げられているわけです。

それから、「第3期の刊行に当たって」ということで、これは山脇さんからいただいた本のコピーなのですが、今回のシリーズでは、より鮮明に政と民の公共と私の3領域が区別されつつ議論されるような内容構成となっている。これが裏表紙に全部記載されている基本方針なのです。

こうなると、普通の日本語として読めば、いわゆる公共哲学というものが、これを原理的なもの、理念型、そういう中心となる考え方がこれなのだというふうに読めるわけです。私はそれを現状分析としてこの3つ、現在、官と言っているのが、官がある、公だというようなものになってしまっている部分がある。そのとおりだと思うのです。だから、現状分析として、公、公共、私という言い方をして、これも私は公というより官、官と民と私という見方というのは成立すると思っているのです。

ところが、これを公共哲学ということの運動、そのための中心の書物の中で、これが基本的な考えなのだという、原理という言葉を使ってはいないのですが、これが基本的な方針であるということと掲げられているというところに実は引っ掛かりがあって。だから、一般名詞として公共哲学とか、一般名詞として公共思想と言っているのは、私自身がずっと取り組んできたことなので、何十年間、どんどん盛んになってほしいのですが、これを前提とするようになると、一般名詞としての公共哲学ではなくて、固有名詞としての公共哲学になってしまうのではないか。その点だけを危惧している。

山脇 全くそれはそのとおりで、結局、東大出版会、どういういきさつでつくられたか。きょう朝日新聞と日経の第1面の下に東大出版会の宣伝が出て、私の本が出まして「グローバル公共哲学」、これでははっきり述べています。公共哲学は固有名詞ではなくて、ある論と、べき論と、できる論で、規範をめぐってさまざまな立場を認め合わなければだめだと。新左翼から保守まであり得ると思うのです。

その上で私は、こういう立場であるというようなことを序文で述べておりますから、ですから、民主主義におけるあり方という、“グローバル”という言葉で、話すともた

長くなるのでやめますが。ですから、複数ということ、固有名詞という形で、だーっと行く形で言わなければ、問題が起こるといようなことはない。

ただ、気をつけなければならないのは、国家の公共性と感じるようなものが、産経新聞とか読売新聞はそういう立場ですから、そういったターゲットを批判するというのは、インテンションですけれども、武田さんのご指摘はごもっともだと思うので、今度の本では大分それをやわらげております。

荒井 よろしいですか。原理という言葉を使うかどうかは別として、公共哲学というものを考えたときに、その思想の大元になる考え方ですね。それが三元論であるとされると、私は公務員をやっている非常に違和感を感じるのです。

なぜかといいますと、三元論に基づく、民主主義原理が成り立たないのではないかと思います。なぜかといいますと、私たちは、憲法尊重擁護義務というのがあります。それに基づいて仕事をしなければなりません。その憲法というのは、日本国憲法であることは間違いありません。

その基本思想はどこにあるかといったら、前文にあります。前文というのは、読んでいただければ、読むまでもないでしょうけれども、一般の市民の公共というのを前提としていることは間違いない。それを前提にして、法の下での平等なり、国民主権なりというものが書かれていて、その憲法の規定を前提にして、国家公務員法がある。で、全体の奉仕者といっている。

そうすると、政府の公、それから、市民の公共ということに分けるといいう考え方が一切出てこないのです。むしろ、出てきちゃったら、これは実におかしな話になる。そこのところをお聞きしたい。

山脇 荒井さんは、市民社会というものを政府と違うという定義で一般的に国連でも言われている現状をどうお考えですか。

荒井 そういう問題を言っているのではなくて、日本国憲法の解釈上の話をしています。

山脇 それは全く荒井さんのご指摘のとおりであります。ですから、国民主権があって、まさに憲法上、個人一人一人が究極で、一番重要だということ、これが少なくとも私の公共哲学においては重要である。ほかの方は、例えば桂木先生とか、佐々木先生の考え方はちょっとわからないし、佐々木先生は三元論を認めないと思います。二元論者です。公私二元論が圧倒的に強いということ意識してこれは書かれているわけです。

荒井 確認します。日本国憲法のもとで、政府の公と、市民の公共というのを分けるというのをおかしくないかと、極めて端的に聞いているのです。

山脇 おかしくないと思います。それは41条以降。

荒井 おかしくないということですね。

山脇 ですから、憲法40条とか、以下の項目、後半部分はほとんど行政機関に  
いろいろな書かれていますね。憲法の。

荒井 それがどういうふうに関係しているかわからないのですが。

山脇 憲法の前半と後半はかなり内容が違うわけです。第41条以下は国会が書か  
れていますし、第65条以下は内閣について書かれていますね。第76条が司法という  
ふうに書かれておりますね。第8章が地方自治について書かれていますね。これは制度  
論ではないでしょうか。

荒井 ちょっと問題がずれていると思いますので、金さんいかがでしょうか。

金 今回の議論を聞いて私は、すごく違和感を感じます。まずはちゃんと理解してい  
ないし、言ったことをですね。そんなに一方的に1つの理解をもって、多元的な次元  
を開こうとする、善意の。そういうふうにとらえると意味が全然変わってしまうとい  
うことに、一種の失望感があります。

私がここで言いたいのは、皆さんの意見には歴史的な経過ということが全く考えら  
れていないということなのです。公と公共を分ける理由は、日本だけではなくて、い  
わゆるイギリスやアメリカのよう  
な国とは違って、近代化に遅れて、  
追いつけ、追い越そうとする国家  
戦略がまずあって、それによって  
主体を担った官僚があって、日本  
という国家を先進国並みに持って  
いこうという歴史的な努力と実態  
を考えなければいけない。



そのときに、日本をまず民主国家にするという考え以前に、植民地化されるような  
危機的な状況に対応するときに、まず国家という体制をつくるのが優先だったので  
す。そのときに、まずは国家をつくって、国家の次に富国強兵で、まずは豊かな国で  
あり、ほかの国に植民地にされないような強い国になって、国家という体制がつくら  
れた後、その次に今度は歴史的な経過を踏まえて、民主主義というのを国家の骨太に  
して、発展してきたという経過を考えないとね。

そのときに、まずは国家という体制づくりのときには、主役は官僚であったし、そ

ここで勝てたのは、滅私奉公で、とりあえずは私の考え方は置いておいて、いわゆる公に尽くそうと。天皇を象徴的に掲げ、やっていった歴史的な事実があるわけです。それが、時間がありませんから詳しいことは言えませんが、ぽつぽつとなして、その後、第二次世界大戦に敗北して、それで、自主的ではないけれども、いわゆる民主主義というものを、外からの政治原理を導入して、日本という国家のあり方を丸ごと変えたわけです。

そのときに、私は武田さんがおっしゃるのは、今の時点で言えばそうです。だけど、現状というのはスタティックにあるのではなくて、歴史的にダイナミックに発展した経過があって、そういう国家のあり方に対して、今度は民主主義という原理原則から見直せば、そのときまであった組織の中には、変えるべき矛盾や、足りなかった部分や、いろいろな問題があるわけですね。

その前の原理でそれを立て直すのか、それとも、その後民主主義という制度が日本に入ってきて、国民にある程度定着した段階でもう一回国家のあり方を考え直すのかということの違いで、日本語でどの辞典を調べてみても皆さんご存じだと思います。どの辞典を調べてみても、日本の「おおやけ」、公というのは、国家であり、天皇であり、政府であり、権力なんですよ。そういう考え方とは違う。実際に持ってきて調べてみたらどうですか。

武田 全部書いてあります。私、全部の辞典を調べましたから。

金 それとは違う、公とは違う、公共という次元を一つ考えることによって、開きを持ち直す、考え直す可能性を探った。これは日本の事例だけではなくて、いろいろな国の事例を参考にしています。

結局、公私二元論で行くと、国家と個人が真っ向から対立するようになりますから、そうすると、国民個人個人はどうしても弱いのです。ですから、その間に媒介項を多元的に設定して、NPOであり、NGOであり、市民社会やボランティアや、いろいろな中間団体、組織、活動があって、それで、国家権力と、悪い意味だけじゃないですよ、いい意味もあるんですよ。国家権力と、一人一人の個人的な営みとの間を両方がいい方向に変わっていくような仕組みを考えることが必要だと。

民主主義の繁栄というのは、市民社会が成熟して初めて成り立つ社会のあり方ですから。日本だけではなくて、東アジアのいろいろな国々を全部考えるとき、まさにそれが成熟していないがゆえに起こる問題が大きい。ここへ来る前も市民団体の方々と話をしたのですが、彼らがいろいろ活動していると常にその問題にぶつかる。

ですから、時間がないのではないのかもしれませんが、日本国憲法の解釈、見方も、私は荒井さんや武田さんとは違います。そういうように憲法をとらえるべきではない。憲法はもっと開かれた解釈の余地を残しているのであって、一方的な1つの次元の解釈だけに終わらないのが憲法の憲法らしさであって、それは外国でも日本でも、解釈がいろいろあるわけです。

その解釈の開きが民主主義国家における憲法のよさであって、それはこういうべきだと言っちゃうと、その考え方1つしかなくて、それこそまさに民主主義の名のものと独裁になるのではないですか。

ですから、解釈の余地を広げて、それで、今度は、国家権力を中心にした国家体制をつくるよう、一応公というの名のもとに整理をして、それとは違う、民間が政府との間で限りなくいろいろ多次元的な活動をする余地を公共というところで認めて、全くの個人的な、私的なものとは違う次元を想定したら、よりダイナミックな議論ができるのではないかということであって、決めつけていないし、それを堅く規定しているのではないし、それは理念と言ったり、基本原則と言ったりするのは、本を編集するとき、編集方針としてこういうことを基本にしますという意味であって、日本国をそういうふうにするとは言っていないのです。本をつくるときの編集方針がそうだと聞いたのです。それをあまり広げて言うとおかしい話になっちゃう。

荒井 1点だけ確認させていただきたいのですが、憲法を解釈するとき、国家公務員法を解釈することも当然のことになるのですが、政府の公というものと、市民の公共を分けるのだということによろしいということですね。

金 分けるのです。私は、分けないといろいろな問題が起こると考えます。

荒井 市民の公共の裏づけのない政府の公も、理論上分けてしまってもいいということですね。

金 極端な場合、そういうものもあります。

山脇 私は、記述レベルでは分けるけれども、規範のレベルでは分けません。やはり政府の公の正当性というのは、民の公共に基づく。民の公共がまさに、あえて言えば原理です。

荒井 では、武田さん、どうぞ。

武田 これはいろいろな解釈があって、可能で、それは全くそのとおりで、それに異論を唱えるということはもちろんないわけです。独裁国家になります。

これは中学校の公民の教科書ですね。東京書籍なんて、多分一番数が出ている教科書だと思います。この中で、「明治維新の後に、明治政府はヨーロッパの法制度を手本にして近代化を進めた。しかし、近代憲法の自由や人権の考え方をそのまま取り入れたわけではなかった。1889年の大日本帝国憲法、明治憲法は、主権者である天皇が国を統治すると定めた。そして、人権は天皇が恩恵によって与えた臣民の権利としてとらえられ、法律によって制限されるものとされた。そして、実際に、政府を批判する

政治活動が弾圧され、自由な言論や学問が押さえつけられることがしばしば生じた。人権はだれもが生まれながらに持っており、法律によって制限されないという考えが確立するのは、日本国憲法の制定まで待たねばならなかった」ということになって、もちろん、この記述ですべて教科書が、この思想で全部書かれているわけですね。したがって、歴史を踏まえているわけです。



近代化して、明治憲法はこのようにできた。それがどのような内容であったか。それは極めて不十分なものであって、天皇主権であったのだと。そのことが大日本帝国憲法から日本国憲法に変わって、主権在民、主権は国民にあるという形でドラスティックに変化した。これが敗戦によってもたらされ

たけれども、敗戦というのはある種市民革命と近いようなものであって、市民革命に準ずるような役割を果たした。それが基本的に多くの教科書の記述なのです。ただ私はそのことに忠実に話を一貫しているだけなのです。

そうすると、公と公共という形でこれを分けるというふう考えたときに、一番最初に私が申し上げたように、市民的な公共というものと別に、公という世界があるのだという、そういう話になることが大変まずいと思っているのです。そうなるとうとう、金さんが現在、公というのが、国家公務員が公という意識をしっかりと持っていないから問題なのだ、公というのではなくて、公を私化してしまっているのではないかと。ひどい話だといって批判されていますね。これは公を私化しているのではないかと私は思うのです。

例えば、今、薬害の問題にしても、これは、官の世界の人たちが、それを私化して、私のものにしてしまっているのではないと思うのです。私のものにしてしまっているのは、守屋次官なんかですよね。あの人は私のものにしてしているのです。だって、いろいろな権限を使って、接待うんぬん、あれはハレンチなことですよね。ああいうことを起こす。あれは私のものにしてしまっている。しかし、多くの場合、私のものにしてしまえば、犯罪になってしまって、捕まるわけですね。

私のものにしていてではなくて、官の人たちが独自の国家的理念みたいなものがあるのだと、市民的な公共性とか、みんなの一般意思を体現する、実現するということが何かずれた国家というものの独自の価値基準とか、何か判定基準みたいなものがあるのだと思っているから、こういう乖離が起こってしまうのではないかと考えているのです。

金 私は違うと思います。

武田 私はそのことは、原理として、私は原理としてというのは非常に大事だと思



っていて、例えば、近代市民社会、近代民主主義社会というのは、自動的にできたわけではなくて、ある考え方があってできているわけです。

これは別にヨーロッパが偉いという意味ではありませんが、ヨーロッパがいろいろ歴史的条件下で、一番市民社会が進展する度合いが早かったものですから、結局、宗教対立、果てしない殺し合い、そういうものをどうやってクリアするかというときに、ロックだとかルソーという人たちが社会契約を考えを出して、一応ルソーが集大成をする。ドイツのほうだとカント、ヘーゲルに至って集大成される。それが近代市民社会と言っているものの原理をつくる。

それまでスコラ哲学、キリスト教の支配があって、そういうもののもとに、王や貴族が政治を行って、正当化していた。そのことを哲学的、思想的な土台からクリアしていくための 200 年以上にわたる努力なのですね。それによって近代市民社会、民主主義社会をようやく生み出していっている。その基本形が今、ヨーロッパだけではなくて、アジアの国も、多くの国、ほとんどの国はそれによって運営されているというふうに見ているわけです。そういう意味で、原理ということは大変大事であろうと思っているのですが。

金 いいですか。同じ国家と言いましても、もっと厳密に言いますと、国家の成り立ちが国によって違うのです。同じだというふうに考えると無理が生じるのです。

例えば、アメリカも、中に入って、細かく見ますと、アメリカは憲法の規定もそうですし、一般人の考え方もそうですが、極端に言えば企業国家なのです。ですから、アメリカは国民の経済活動及びそこから生じた財産を守らないと国家として成り立たないのです。極端なことを言えば、ですから、アメリカで一番尊敬されるのは、重要な役割をしているのは、企業のエグゼクティブ、企業管理者ですね。そういう人たちが国家の中枢を担って、国益を推進している。

民主主義というのは 1 つの基本原則ではありますが、それを現実的に見ますと、国家の中枢の役割を担っている大部分の人たちがどういうところから来て、どんなところに重点が置かれているかということとは違って、日本の場合は、明治国家が成立した後、近代国家を形成する過程で主役を担ったのはいわゆる官僚ですよ。だれがどう言おうと、歴史を見るとそうなっていますよ。それで、官僚が主役を担った国家で、官僚があらゆる意味で中心的な役割を担っていたのを、是と見るか、非と見るかというのは、その後、かなり民主主義の成熟度が高まった時点で今見直すと課題を抱えているだけであって、今までの経過はそうだったわけです。

それを無視して議論したって、今、健全に官僚は存在しているし、官僚が栄光と悲哀をともに持っているわけで、私たちは全面否定、全面肯定ではなくて、新たな時代に向かって官僚をどう見直すのが今日本の状況にとって好ましいか、未来がそこから開かれるかということの問題にしているのであって、原理原則だけで見ても、現実との絡み合いが不十分になりやすいので、両方見ましようということなのです。

武田 私はある程度の大きな国、小さな村社会でなければ、専門家集団と言っているのは、どうしても必要なものであって、官僚なり官僚組織がなかったら社会なんて運営していくことすらできないわけです。

だからこそ、官僚とは何かとか、官とは何かということ、民主制社会、民主主義の原理に基づいて、しっかりと位置づけて、そのことを具現化していく、民主主義社会における官僚とはどういうものなのだとすることを明晰に自覚をして、そこからでないといふ事も始まらないと思っているので、自覚化ということを行っているわけです。

もう一言、民主主義というのが具体的な形態としては、国によっていろいろと違う。もちろんそのとおりですよ。気候風土も違いますし、歴史も全部違いますから。ただ、ここで私が社会契約論の話をちょっと出したのは、すごく単純なことなのです。それまでは、生まれとか財産とかによって人間に上下があったわけです。それを社会契約論では、すべて対等な個人とみなそうと言っている。これ、小学生のようになっちゃっている。そして、それにひとしく主権をその社会の住人、そこに済んでいる人にはひとしく主権があるということにしようという話です。理念上そういうことをしよう。

そして、それは互いの対等な個人、互いの自由を認め合う。これは、ヘーゲルという人は自由の相互承認という言葉で言っていますが、言葉はどうでもいいのですが、互いの自由を認め合うという原則をつくっている。これは民主主義の哲学的基盤なのです。その原則の上につくられたルール社会ですね。当然、ルールに反せばペナルティーがあるわけです。そのルールは全員その社会においては平等ですから、出自とか、財産とか、一切関係なく、平等にルールが適用される。

ただ、煎じ詰めて言えば、社会契約論と言っているのは、それだけのことなのです。極めて簡明なことなのですが。ただ、そのことをどれだけ具体的現実の中で、現実のものにしていけるかどうかというのが「キー」だ。そういうことなのです。

それはやはり、その国の成熟度によって、原理がそうだということ、たとえ国連でうたったとしても、そのことを額面上だけは受け取っても、それを実際の具体的な制度まで解決していくと言っている度合いというのは国によって皆違う。そういうふう考えるのです。

だから、民主制というのは、教育、読み、書き、ソロバンだけではなくて、自分で考えて、自由対話をして、そこで物を決定していくというような意味での、教育が不可欠なものとしてそれがセットになっている。そんなふうになっています。

### 3 . 公共哲学と公務員制度

荒井 きょうのテーマというのは、公共哲学と公務員倫理なものですから、若干戻させていただきますが、今からお話しするのは、国家公務員法の解釈本で、人事院がほとんど書いている本ですが、学陽書房で「逐条国家公務員法」というものなのです。その中にこういうふうに出てくるのです。

全体の奉仕者のところの解説ですが、「第二次世界大戦後に制定された現行憲法下においては、民主主義が国是とされ、国民に主権のあることが基本原理とされたことから、国家公務員についても、天皇の官吏から、国民全体の奉仕者へと基本的な性格を一変することとなったのである。このように、日本国憲法、国家公務員法、地方公務員法等において、公務員の基本的性格が全体の奉仕者であることを明文化したことは、我が国の政治体制が第二次世界大戦を境に基本的に変革されたことを、公務員制度の面においても明らかにしたものと書いている」と書いてあります。

この解説というのは、まさに基本原理の話をしているのであって、現象面でどうか、過去の歴史がどうかということは全く別な話として、制度の話をしていると思うのです。制度の話をするときに、政府の公、市民の公共と分けて、それで、市民の公共と全然違う政府の公を執行していくのが全体の奉仕者であると言われてしまうと、私は非常に違和感を感じてしまって、恐らく公務員をやっている人は、いや、そんなつもりないよ、そんなふうに考えてないよという人が相当数いると思います。10人いたら多分、8人とか9人とか、そのぐらいになってしまうのではないかと思います。

山脇 荒井さん、根本的に誤解しています。はっきり言います。現象を記述するというのは、現象がいいとか悪いとかがまずあって、それを記述した上で、規範をもって批判するための現状分析なのです。例えば、議員立法で全部やりなさいといたらどうなりますか。逆に聞きたいですよ。議員立法はこの間のC型肝炎で出ましたが、政府が出す立法が圧倒的ですよね。全部違憲であるというようなことを荒井さん、ここで言いますか。

荒井 ちょっと話がずれちゃっている。

山脇 ずれている以前に、荒井さんの理解を、もし東大生がやれば、私そんなこと言いませんという形で、全然誤解ですという形で「不可」を付けますよ。

荒井 今のお話はちょっと、この問題とはずれてきてしまっていますので、公務員倫理、それから、憲法、国家公務員法。

山脇 倫理に関して言えば、これは現状分析と違いますから。

武田 だから、こういうことなのでしょう。私、マイクなくても大丈夫なんですよね(笑)。現状を分析したときに、そのようになっていくということ。そのことについて述べられて、それについては私もそうだと思っているのです。その現状はまずいよと言っているのです。その点では一致していると思います。

山脇 その点はだから、不必要にコップの中の話をやりたいくないのです。私よりも、

もっと荒井さんが批判したい人はいっぱい行政学者でいますから、そういった人を連れてきて。

荒井 批判したいのではなくて、私は大元の考え方をはっきりさせたいなと思っています。そうじゃないと、国家公務員法の解釈なり、憲法の解釈なりが非常にあいまいになっちゃうということなのです。

武田 公務員の人で、現職で仕事をされているときに、歴史的にこうだとかと言ったって、その話を持ってくるわけにいかなくて、現行憲法と現行の法体系のもとでは、このように解釈し、このように考えるほかはない、そのことだと思うのです。

山脇 倫理というのはまさに「べき」ですから、これをやればわかってくるのではないですか。ここで分けちゃいけないです。分けて済ませるべき問題ではないですから。

金 ですから、荒井さんがおっしゃるのは、結局、何が問題になっているのですか。

荒井 私が言っているのが理解されないのが私はよくわからないのですが、現象面をうんぬんということを行っているのではないです。現象面は現象面で恐らく今おっしゃったように、そんなに認識の違いはないと思うんですよ。

ただ、今度、制度を考えたときに、憲法、国家公務員法、国家公務員倫理法、それから、倫理規定、こういう流れがありますよね。これは、政府の公と市民的公共を分けるという考え方を取ったら解釈できないのではないかという、極めて単純な話なのです。そこのところはいかがですかということです。

#### 4. 国家の「公」と市民の「公共」

金 私はそういう面では、山脇さんとは考え方が違うのです。それは、国家であれ、どこであれ、一部の人間集団がすべてを抱え込んで、それで解決を被るということはよくないと私は思っています。ある意味では多元社会ですから、いろいろな領域というか、分野というか、そういうものがお互いに差異を持ちつつ、協力して、そこから出てくるエネルギーによって、日本なら日本をいい方向に生かしていくのが大事だ、そういう前提ですね。国家公務員が国民全体ではないのです。

日本という国家には、国家公務員以外のありとあらゆる職業、仕事、活動している方がいらっしゃるわけですよ。その中で、国家公務員をもしも特定して、そういう方々に求められる基本的な倫理は何かといたら、それは私は、公の原則を純粹に守ることだと思うのです。

その倫理の公は、もう1回、はっきり言いますが、広辞苑が日本では一番ある意味ではいろいろな人が使う日本語辞典なのです。そこには「おおやけ」、公、天皇、皇后、中宮、朝廷、政府、官庁、官吏、その次に国家、社会、または世間となっていますよ。これは、普通の人が、ごく普通に考える場合、日本ではしばらくの間、おおやけ、公というところという意味で使われてきたのですよ。

それは何を言うかということ、国家公務員というのは最初、試験を受けて、合格して、そこに入るときから、いろいろな仕事があるけれど、国家というものを大事にして、国家の体制を維持し、発展させることを集中的に考えてほしいということを暗黙的に了解してその仕事に就いたと思うのです。

だけど、私が言いたいのは、日本の1億3,000万人は全部国家公務員ではない。例えば、何々会社に勤める会社員に向かって、おまえはいつも国家のことを考えろと言ったって、彼らにとって最初に考えるべきは会社ですよ。今度は大学や学校に勤める人は、国家といっても、結局、まず大学に就職して、大学を通して、大学の教育を通して自分の夢を果たし、学生とともに、より好ましい世界を開くということに自分の使命感を感じてやっている。いろいろあるわけです。

ですから私は、国家公務員は少なくとも、地方自治体の公務員とは違って、国家公務員になる人は、何よりもまず国家のことを考えて、国家をいかにすれば豊かで、国民のためになるような国家にするかということに集中的に注意を払ってほしい。それがその人たちの存在理由である。だから国家公務員倫理規定というのは、国家公務員に必要な倫理を言うわけであって、その倫理規定をすべての国民に一律的に適用するなんて、それはよくないことですよ。

荒井 国家のためにということであって、一般市民のためにということではないということですか。

金 それは一致する場合もありますし、一致しない場合もある。それは必ずしも一致しない。一致しないのは悪いことではないのです。最近私は違和感を持つのは、参議院の多数党と衆議院の多数党が違う、ねじれている。ねじれじゃないですよ。これがまさに政治のあり方なのです。もしも衆議院と参議院の多数党が同じで、衆議院で通過すれば参議院で自動的に通過する、これは政治でなくて、行政しかない、統治しかないあり方です。

そうじゃなくて、政治というのはお互いに違う意見を持った集団や個人の間で、お互いに意思決定をするときに、一方的な意思決定をするのではなくて、交渉し、取引をし、妥協し、けんかをし、そういう過程の中から、両方が譲り合ったり、または説得したりして、そこから出てくるものが政治であったのですね。行政なら一方的に全部そのとおりにやればいいのであって。

ですから、それは違うので、私は社会も多元化して、民主主義の度合いが高まれば高まるほど、ああいう異なる意見を両方がお互いに議論し合って、一方が他を制圧し

たり、征服するのではなくて、納得する形でやっていくのが民主主義の社会のあり方ですから。

ですから、公と公共をあえて分ける理由は何かということ、理想的に完璧に人間が全部一致団結することが可能であれば、公と公共は一致します。そうすると、それは分けるしかない。だけど、原理的には一致しない場合が多いので、そういうときは公の原理と公共の倫理を分けて、それを議論する中で、できるだけ公と公共が近い方向で寄り合いを可能にするような、そういうところを目指して努力していくのが民主主義だと。ですから、ちょっと違うと思います。

荒井 市民的公共に反する国家の公というのがあってもいいということですね。

金 現実的にあると思います。

荒井 現実的にあるかどうかではなくて、論理として。

金 あっていいのではないですか。

荒井 わかりました。

山脇 これは私は、微妙な問題だけれども、あってはいけないのではないかと私は思います。どういう意味でおっしゃっているか。本来ならば、これはまた。

武田 結局、国家のためにとって、政治家の方が言うのです。私、幼いときからですよ。小学校のときに政治クラブをつくってもらったと言いましたが、国家のためにと言っているのは、相当頑張って、いろいろ考えて、哲学やったけれども、結局わからないですね。国民のためにとというのはわかるのです。国民、市民のために何かするか、努力する。国家のためにとって、一体何をやったらいいのだろう。これが私わからなくて。

それは何か、物神崇拜みたいなこと、フェチズムみたいなことになっちゃうんじゃないのかなと。国民の集合意思みたいなもの、それが問題なのであって、それとは何か違って、国家のためとか、国家の意思と言われちゃうと、それは一体何なのだろう。

国家公務員というのは私はずっと、さっきサービスマンだと言いましたが、国民の公共というものを実現するために努力する、それが倫理の基本だと思っていて、国家のためって一体何かということなんです。

金 違う。それは、こういうことは言いたくないのですが、やはりお2人、荒井さんも含めて、3人の方は、国家というものを失った経験がないのです。亡国の経験がない。だけど、実際、自分の国を失った経験を持つと、国家のためと国民のためが一

致しないということがわかるのです。戦争を1回体験してみると、わかるのです。

両方どちらがよくて、どちらが悪いということではないです。違うということだけは考えてほしい。少なくとも、私が今まで国内外での体験に基づいて、いずれはその選択を迫られるときがありますよということを言いたいわけです。

事例を申しましょう。日本では、普通そういうことは言われませんが、私は、国家公務員の研修で1回言ったことがあります。極端な事例を言わないと、問題をなぜこう考えるか、それがあいまいになるので、極端な事例を出します。

第二次世界大戦の終戦段階に至ったとき、戦争を続けるか、終わらせるかという議論が、最高戦争指導者会議でも結論が出なかったのです。阿南陸軍大将は、国体を保持するためには、日本国民、その当時の国民全体が死ぬまで戦うべきだと。それは国家のために。国家のためという意味は、具体的に言えば、天皇制という国体を保持するために。ちゃんと考えてですよ。もう一方、東郷という外務大臣は、言った言葉はそのとおりなのか記憶できないですが、国体というのが成り立つためには、日本国民という人間がいないと意味がない。ですから、日本国民一人一人をもっと生かして、できればその後、次のチャンスでしょうね、国体の基本となるようなことが可能なので、とりあえず今は戦争を早く終わらせて、日本国民の命を守るべきだと。

それは、両方とも愛国心がありますから。愛国心はあるけれども、愛国の内容が違うのですよね。国体という形、体制を守るべきか、それとも、中身である国民を守るかによって意見が一致なくて、最後の最後まで合意が成り立たない。日本国憲法に基づいて天皇がそういうところに関与することが禁止されていたのですが、それにもかかわらず、当時の鈴木総理大臣が、前例を破って、天皇の聖断をお願いしたわけです。

そのときの天皇が、自分は東郷のほうに合意すると。天皇制はどうでもいいのだと。結局、日本国民が残らないと天皇制は意味がないので、戦争を早く終わらせてやろうといったときに、天皇が言っても、陸軍のほうでは反対意見があって、クーデターを起こそうとした動きまであったわけです。

そのときに、我々が今になって、ちゃんと考えるべきは、国家のためということと、国民のためということ、普通は余り分けて考えないけれども、極端な場合は、選択を迫られる場合があります。哲学というのは物事をはっきり考えるための思考ですから、そういうことを前提にすれば、国家のためと国民のためは一応分けて、国家のためは公であり、国民のためは公共であるというふうに考えたら、考えがもっとすっきりして考えやすいのではありませんかということです。

もう1つ、今度は、その当時はそうだったとして、私は韓国で動乱を経験しましたから、そのときに、国軍というのがありますね。国家の軍隊。これらはどういうことを実質的にやったか。日本で戦争が起こればどういうことになるかということをお願いしたいのです。平時は、軍隊というのは国民の命を守るため、財産を守るためと言うけれども、実際、戦争が起こって、日本という国土の中で敵と味方が戦争する場合になるとどうなるか。軍隊の論理では、民間というのは資源にすぎないのです。

だから、国家のためとか、国民のためというのが一致すればいいのです。しかし、一致しない場合もあるので、その場合を想定して、公と公共は一応分けて考えたほうが現実的ですよということを言いたいのです。

哲学というのは、原理原則だけではないのです。現実をちゃんと踏まえて、現実を踏まえた上で原理原則を考えないと、原理原則が宙吊りになってしまえば、それは現実的でない空理空論になりますから、常に現実と規範をつないで考えるのが筋ではないかと私は考えるのです。

武田 人々のいない国家というのは存在しませんからね。そうすると、国家という制度ですよ。国家と言っているのは何も自然物ではありませんよね。人間がつくった人為的な制度です。もともと自然に存在していたものではないです。

金 それは違います。

武田 もともと自然にあったのですか、国家というのは。

金 だから、中曽根さんの発言を聞いてみてください。中曽根さんは何と言ったかという、「国家というのは自然共同体だ」と言うでしょう。

武田 そうじゃなくて、国家というものは人間がつくったものでしょうということなのです。人間がつくったものでしょう。

金 日本の歴史をよく読んでみてくださいよ。日本というのは、天照大神から、神代の時代から続いている、神の国なんですよ。笑いますけどね、実際、そういう考え方を持っていらっしゃる方が多いですよ。多いのを無視するわけにはいかない。

武田 人間がつくったものじゃなくて、神代の時代から伝わっている、それが国家だというふうに思っていらっしゃるのですか、ここにいらっしゃる方は。

荒井 後でやりましょう。

金 基本的な考え方はそうです。

武田 これは神話的な「古事記」の世界。私も「古事記」はおもしろいですから、小さいときから読みましたけれども。

金 日本では、社会契約論という政治哲学の議論は評判がよくないのです。



荒井 すみません、金さんのお考えというのは、神の国とかそういうところから出てくるということですか。

金 私はそうではないけれども、日本の中には、そのような考え方を持っていていらっしゃる方が多いし、一般庶民もそうだけれども、かなり力を持った政治家の中にも正々堂々そういうことをおっしゃる方がいるので、無視できないではないですか、そういう考え方があるということは。

武田 中にはいるかもしれないけれども。

荒井 制度的にそうになっていないことは間違いありませんね。

武田 だって、日本国憲法とか、そうになっていない。

金 哲学というのは単純に考えるのではなくて、もっと深く、成り行きや、経過や、現状や、そして、目指すべき目標や理想までも含めて、多元的に考えるのです。

武田 それはいいので。

金 韓国や中国と違って、同じ東アジアでも日本の独自性があるって、私はそれを批判的に見るのではなくて、これをどうすれば生かすか、どうすればより共有可能なものにしていくかという熱い思いがあって、それで日本を調べているわけです。そうすると、日本の中には、国家は自然共同体だという考え方が根強くて、社会契約論的な考えを極力排除する人が多いのです。

そういう理論は知らない人でも、日本という国は大昔から既にずっとあって、天皇のもとにあり続けてきて、それで今も続いているのだという考え方を持っていていらっしゃる方が大勢いらっしゃるんで、それを無視して、西洋から出てきた社会契約論でもって話をしても、それは借り物に過ぎないということなのです。政治家の中に多いですよ、そういう考えを持っている方が多いわけです。

荒井 日本国憲法というのは（社会契約論）そのものだと思いますが、いかがでしょうか。

武田 話が、私にとって哲学って何というか。それも、従来の大学内というか、アカデミズム内という形で哲学をとらえると、私の考えでは、もっと大きな意味での哲学にはなくなってしまう。だから、“民知”なんて言葉をつくって、一人一人が自分の具体的な生活の中から、人生の意味・価値ということ、結局煎じ詰めるとそこに来ますが、さまざまな物事の意味・価値を考えよう、とらえようというようなことで

ずっと人生をやってきていますので、一般論としては、その場所だけで、その時点だけで考えるのではないと言っているのは、全くそのとおり、何の異論もないですが。

ただ、文脈というのがありまして、今、話をしている文脈というのは、現代日本の社会の中で、我々が現状を踏まえて、未来に、これからの社会をどのようにしたらばよいだろうかと。公共哲学だと。それと公務員倫理とか、今の公務員の人たちのあり方。

この公務員の人たちのあり方というの、今こうして見ても百何歳という方たちはいらっしゃらないので、民主主義ということも、少なくとも、「違う、民主主義なんて冗談じゃない、民主主義のもとになっている社会契約論なんてなくして、天皇元首主義にして、もう1回日本の国体をとって」、思想としてはそういう人は自由ですからいるかもしれませんが、少なくとも普通に勤めている方は、民主主義の原理、民主主義というもののにのっとって、その上で哲学をし、公務員のありよう、自分たちの生き方、あり方を考えよう、そういう文脈だと思うのです。ですから、その文脈を踏まえて、私はやはり考えて話さなければいけないと思っているので、一生懸命話しているのです。

それから、ここに広辞苑があるのです。広辞苑の「公」というのを引くと、一番最初に出てくると言っているのは、これは「偏りのないこと」となっているんですよ。大きなものに出てくる最初の見出しなのですね。天皇うんぬんを指すというのは、そういうことが昔あったということを9番目、10番目の小さな項目の中で出てくるのです。

山脇 恐らく金先生は、「おおやけ」で引いたと思いますよ。

金 今先生がおっしゃるのは、漢字の「公」ですよ。それは中国的な考え方なのです。日本的な考え方は「おおやけ」です。

山脇 武田さんは、(憲法では)1条から8条まで天皇について述べていますが、これは社会契約論でどう説明するのですか。

武田 これはもちろん名残なわけですね。それまで明治憲法、大日本帝国憲法と言っているのは、天皇主権、しかも、天皇は天子様であった。宗教的な権威であり、現実的な力を持った天皇であり、そして、陸軍、海軍の統帥権を持った大元帥だった。ある意味三位一体となっているのが天皇であった。これは普通の学校で勉強する常識です。これが明治憲法としてあって、主権は天皇にある。

ここからドラスティックに敗戦によって変える。変えるときに大騒動になったわけです。新憲法をつくれということでGHQから命令が出て、政府はみんなどうもできない、そのまま。主権は天皇でいいとみんな言ったわけです。政党も、共産党は違いますが、当時の保守政党は両方とも主権は天皇そのままだという案を出しました。当時の社会党は主権は天皇と国民の両方にあるという案を出しました。

それほどまでに天皇制のもとで、いわゆる近代天皇制ですよ。昔からある天皇制ではないですよ。古代的な天子様みたいな話ではなくて、明治政府がつくった近代天皇制です。それは国家神道をバックにしています。

明治政府がつくった近代天皇制というのは、大変な、だれでもご存じですよ、さまざま洗脳教育をやりましたよね。小学校から。これは歴史で、普通、学校教育を受けている人はだれでも知っているわけであって、そういう教育によってできちゃったわけです。それをひっくり返すのは大変です。

だから、そのときに、鈴木安蔵ら民間人7人が、一生懸命に憲法草案をつくって、あの憲法草案は直ちに毎日新聞が出して、それをGHQが見て、翻訳してというのが、NHKのテレビでも何度かそのことを特集で取り上げてやっていましたよね。

そういう経緯があって、主権を天皇から国民に戻すと言っているのは、大変な事件だったわけでしょう。そのときに、天皇条項について、明治憲法はそういう状態できているのだから、当然、そこに細かく規定するということがどうしても必要になったという歴史的な文脈からの経緯なのであって、そういうことです。

でも1条は、あくまでも主権は国民にある。いわゆる天皇の地位は象徴だけれども、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づくと、第1条は規定しているわけです。

金 ですから、今おっしゃった中で既に、現実を考えると、歴史的経過を考えざるを得ないということはもう含まれているのではないですか。

武田 そのとおりです。

金 そう申し上げているわけです。

武田 それは賛成しています。

## 5 . 公共哲学と憲法解釈

金 もう1つは、荒井さんが最初に出した問題に帰りますと、天皇の官吏、官僚から、国民全体の奉仕者への転換が強調されていますよね。それで抜本的に変わったというわけですが、公共哲学というのは、物事を大元から考え直しましょうということですので、文言にそのように書かれているから、それをそのままのみにするのは、それでいいですが、公共哲学の役割には、その意味をもう少し深く、歴史的な経過と、日本の現状と、日本国が今後21世紀の世界と人類に貢献するよりすばらしい国にしていく、そういう3つの次元を相関して考えるということが哲学です。

そのとき私は、天皇の官吏から、国民全体の奉仕者へというのは、今の日本国憲法から見ると同じことだと。余り変わっていない。なぜかということ、ここは大事なので

す。やはり公共哲学を考えることがかなり重要です。天皇の官僚というのはわかりやすいですね。しかし、国民全体の奉仕者という、国民全体って何ですか。今、日本国憲法の規定による限り、国民全体を象徴するのは天皇です。

荒井 とても重要なことを今、金さんはおっしゃったのですが、私はそこはもう全然違うのではないかと思うのです。

金 どう違うのですか。

荒井 国民全体の利益を象徴するのが天皇だというのは、ものすごく一部の考えではないかと思うのですが、そんなことはないですか。

金 そういうことになるのです。だって、全体というのは実体がないですよ。全体という実体があるわけではないですよ。だから、1億3,000万の日本人が人それぞれいますよね。そういう方々が、言ってみれば主権の持ち主ですよ。だけど、それは主権の帰属がどこかというときに国民一人一人だと言われますけれども、主権の発動となったとき、一人一人の国民は全部主権を発動するのですか。それでは国家がばらばらになってしまいます。

そうではなくて、それは何らかの形で、国民全体の主権というのはどこかに、学問的、政治哲学的に仮説ですが。仮説ですから、ファイナルアンサーではないですよ。だけど、仮説ですから、それは日本の場合は象徴天皇というところに寄託されているというように解釈するしかないんですよ。

荒井 今の金さんのお話も重要な話だと思います。それで、主権というのは政治権力の源泉ですから、源泉を仮託してしまうといたら、それは一体何なのだという話になっちゃうかなと私は実は思います。主権を現実に行使するのはどうのこうのというような話ではないのではないかと思うのです。

金 それですよ。同じですよ。源泉というよりは、法律の定義で考えると、源泉ということもありますが、そもそも主権というのがどこに帰属するかという観点から見た場合は、日本国1億3,000万一人一人です。だけど、それが実際、行使される、発動することになった場合、もしも一人一人が全部発動するようになったら、これは投票とか、そういう民主主義制度で認められている限られた時間と空間で行使されるのであって、そうでない場合は発動されないですよ。それが担保されているわけです。

武田 主権の概念が違う。

山脇 イメージが、例えば朝鮮半島で緊急事態が起こったらどうなるかとか、また

大きな問題で、カール・シュミットという人がいて、主権とは例外状態を決断するものであると言ったのはルソーの敵そのものですが、そういった緊急時にどう動くかとか、そういった問題で、韓国は大統領制だからアイロニカルに金先生はおっしゃっているといます。私はそういう天皇の見方を全然しません。これは、時間もありませんが、公務員の倫理とか、そっちを語りたい。

金 倫理はそこに来ますから、ほかの問題ではないです。

武田 だから、主権概念というのは初めから理念化されているのです。初めから主権というのは理念化されていて、個々人は初めから集合的なものだとして、これはだあって、書物を読めば基本的にみんなそうです。

主権と言っているのは、一人一人にあるのだけれども、一人一人と言っていることが、経験的、具体的な事実としての一人一人と言っているのではなくて、理念化された集合として考えているわけです。そこに住んでいる人々が、国を治める最高の力というのが主権だと言っている主権は、もともとそういう意味なので、何も今一人一人がうんぬんという話にはならないと思います。

金 法律の問題は、権利とか義務とかを考えると、帰属主体的考え方なしに、権利を語って意味があるのですか。

武田 だから、具体的な法律論ということと、それから、社会契約説と言っている社会の哲学的な、理念的な成り立ちがどういうものかと言っているのは、次元を異にする話なのです。だから、具体的な法律論でそういうことが言えても、この社会の根本原理という哲学上、思想上の根本原理として主権概念というのを出しているの、それを仮託するってやりようがないのです。

金 武田さん、いろいろな意見で討論していいですが、そもそも国家公務員という人間の集団の成り立ちとは、法、規定に基づいて成り立っているのです。それぐらい知らない。だから、普通の一般市民とは違って、国家公務員とか国家公務員法という法規に基づいて成り立っている集団です。ですから法理論的に考えるのです。

荒井 ですから私は聞いているのです。

金 生活感覚でできているのではないです。

荒井 政治権力の源泉というものを、ここにしかない、ここが始まりだ、それをほかの人に渡してしまう。しかも、法制度上は、天皇というのは国民ではないです。

金 国民統合の象徴。

荒井 そちらに渡してしまう。そちらに行使させる。それは政治性を帯びて、政治化させてしまうということで、日本国憲法の普通の解釈ではないと思います。

金 日本国憲法をよく読むと、すごくよくできているのです。ほかの国で大問題になるのはいつも、文化的権威、歴史的権威と、政治権力との区分けができていないから、権力が崩壊すると、権威まで崩壊してしまう。それは韓国の問題であり、中国の問題であり、いろいろな国の問題。

日本はどういうところがメリットがあるかということ、政治権力は崩壊しても、権威は残っているのです。ふだんは余り目立たないけれども、本当に国家の大危機に陥ったとき、権力はことごとく全部崩壊しても、文化的、歴史的権威が続いているので、何とか続く。万世一系というのは、物理的な意味ではなくて、文化的、歴史的、伝統的という意味なのです。私は、そういうことがあるのがうらやましい。

ですから、天皇制を無条件に批判するのではない。かといって、無条件に肯定するのでもなく、今の日本国憲法に基づいて忠実に解釈すれば、結局、天皇という存在は、日本国民の統合の象徴的意味を持って、そこに権威の源泉を置いているわけです。権力ではないですよ、権威です。

社会は権力だけで成り立つのではなくて、権威も必要なのです。ほかの例えばキリスト教の場合は、神という象徴的な権威の源泉があるし、また、ほかのところではいろいろなものがあるけれども、日本の場合は、ふだんは政治権力はほとんどない。しかし、長い歴史を通して、時々弱くなったり、強くなったりの変化はあるけれども、連綿と続いている歴史的、文化的権威の源泉としての意味があるということ、なぜポジティブに考えられないのかと。

山脇 武田さんの言うことの間に入ると、ルソーに反対、社会契約論に真っ向から反対しているのはヒュームなのです。ヒューム主義者というのは、立憲君主でルソーが諸悪の根源と言う人もいっぱいヨーロッパにいますので、ルソーはものすごくヨーロッパで嫌う人がいっぱいいて、武田さんの考えは必ずしもスタンダードではないと思います。ただ、私は武田さんにはシンパシーを持っています。

武田 なかなかややこしいことになっちゃった（笑）。すみません。

山脇 ヒュームという人を読めば、契約論はとんでもない、いわゆる金先生がおっしゃったような形でのレジティマシーがある。

武田 ヒュームの読み方の問題になっちゃうと、また議論になる。それはちょっとやめましょう。そういうような話にずれていくとよくないのでやめますが、天皇は文

化的なところに限定されて象徴としてあると言っていることに、普通の多くの日本の市民は、別にほとんど違和感はないです。文化的象徴をやめて、お家取りつぶし、断絶、何とか、そういうことをしてしまえとか、そんなふうを考えるのは自由ですが、そんなに多くはない。

ただ、そうではなくて、我々が明治憲法から変えて、民主主義国家を選択した。それは確かに敗戦という事実があったけれども、それをポジティブにとらえて、これを市民革命に準ずるものとしてとらえて、我々が民主制と言っているものは何か、さっきの話を繰り返しますが、できるだけ一人一人が自己判断能力を持てるような人間になっていくことで、そこで対話、合意、妥当をつくり出す、そういう方向にこれからの日本社会を持っていったらいい、ただ私はそう言っているのです。

だから、そのために解釈する、そのためにどういうふうに解釈したらよいかといったときに、日本国憲法を天皇に主権が仮託されているというふうに解釈するのではなくて、もっとポジティブに、積極的に国民主権、主権在民と言っていることの意味と価値を深く自覚して、その方向で我々は生きていく。それ以外の選択肢は国家公務員の人にはないと思います。それは武田さんが押しつけているというのではなくて、普通に考えればそれ以外の答えがあるのですかね。原理的にはそれ以外の答えはない。

金 何以外ないのですか。

武田 もう1度言いますが、日本は主権在民なのだということを徹底させていく。例えば、文部科学省の役人であるならば、民主制というのは、互いの自由を認め合って、そこで合意を生み出していく、そういうルール社会なのだよということが認識されるならば、だったら教育において、単に丸暗記で覚えれば東大法学部に入れますよではなくて、自己決定権、自分で考えるというようなことの教育というものがどうしたらできるか。そういう自由対話のような教育と言っているものをしっかり学校教育の中にもだんだん入れていこうではないかという発想になりますよね。

それは主権在民で、一人一人に立って、絶対者がいない社会、民主制というのは絶対の権威者というものがいない社会で、一人一人に等しく皆自由と責任がかかっているんだという、その考え方を徹底していく。現実にそうになってないじゃないか、そうかもしれない、その考え方をしっかり身につけて、徹底していくという方向で生きる。その方向で具体的な施策も考えたり、実務も行っていくという、それ以外に方法がないのではないですか。それだけなのです。

荒井 よろしいですか。公務員は全体の奉仕者というのを考えたときに、国民主権、法の下での平等というのがどうしても中核にあると思うのです。私だけではないと思いますが、公務員というのは、すべての国民に対して平等に対応しなきゃいかんということと、公務員であるという特権的な立場に立ちちゃいけないよ、それは必然というか、当たり前のことではないかなと思います、そこはいかがですか。

金 これは公共哲学ですから、哲学の議論ということをご理解してください。ある意味ではざっくりばらんな話ではないです。全体という言葉、全体意思という言葉は普通、もう少し突っ込んで考えると、ちょっとあいまいでありながら危ないのです。

このことを一番深く考えたのはルソーで、国民の意見、意思というのを、一般意思と全体意思と部分意思に全部分けて考えたのです。一人一人の意見というのは、特殊意見です。これは人それぞれ全部持っている、その人に限った特殊意思ですね。全体意思というのは、それを全部プラスして、それで1億3,000万人なら1億3,000万人の意思を全部合算して出てきたものが全体意思。

そうではなくて、数には関係なく、日本国民のために、部分的な意思の次元を越えて、かといって、お互い合算をしてやった意見ではなく、一般的に妥当性を持った意見というのを別に考えたのです。

要は、政治の正当性というのは、一般意思に基づくのであって、特殊意思でもないし、全体意思でもない。分けて考える。ルソーの考えは正しいとか、そういうことじゃなくて、それ以後少なくとも、善悪はともかく、考え方の筋としては分けて考える。

国民全体の奉仕者というと、今おっしゃったような、そういう意味になりますけれども、実際では、元気バリバリの人と、お年寄りの人に対して医療問題を適用するとき、では同じくするか。そうではなくて、ケース・バイ・ケースで、その人の特有な状況を特別配慮する必要があるというのは、特殊意見の尊重という意味ではなくて、一般意思に基づいて考えたときに、算術的平均ではないのだと。ある意味ではもっと複雑な原理原則に基づいて、複合的な思考をしないといけないという意味が含まれているわけですから。

ですから、私は、正確に言えば、国民の一般意思への奉仕者と言えればわかるけれども、国民全体の奉仕者というと、全体というのは何なのだという疑問が生じてきて、もう少し正確にするか、しないなら解釈をするしかないのではないですか、方法が。

荒井 そうだとすると、国家の公と市民的公共はずれないのではないですか。金さんのおっしゃった今のお話ですと。

武田 一般意思だということをおっしゃった。

金 だから私は申し上げたでしょう。理想郷からいえば、公と公共が分かれないうのがいいのですよ。だけど、現状は分かれていますから、分かれている現状と、究極にはそれが一致するというのを踏まえた上で、現状から哲学しなければいけないので、ですから分けたわけです。

荒井 逆だなという感じがするのです。例えば、今回の事件を見ても、政府の勝手に考えた公と、それから、市民的公共という一般市民の人たちの思いですよ。それ



と余りにずれちゃった。ずれちゃっているのはいけない、ずれないようにするといったら、市民的公共のほうを先に考えなければいけないのではないか。

金 それは全然違う。何回も言うと、それは日本はそうならないけれども、アメリカの事例で、ブッシュがイラク戦争を起こした。彼は国家のため、国益のためと言っているのです。しかし、実際、市民の中には、それは国益にかなうどころか、国益に反するという意見を持っている人がいるわけです。

だけど、ブッシュさんが一応、投票を通して大統領になったのだから、彼の任期中は反対の意見を示すところで終わっているわけですね。制度的に彼は推されていますから。しかし、その次の選挙のときに、公は間違っただから、もう少し公共のほうからは是正する必要があるということで、それで今、アメリカは悩んでいるわけです。

ですから、公と公共というのは一致する場合が理想的だとは言っても、現実には限りなく分かれていて、それを常に変えることによって、ギャップを縮めるという、これが民主主義ですよ。一致するのは、むしろナチスとか、スターリズムとか、毛沢東の場合は完全に一致するのです。公と違う公共は認めない。

武田 根本的に意見が違います。一致というのは理念上の話をしているのであって、ルソーだってこれは理念だということをうたっている。ルソー自身が社会契約論を書いても、その中で、プラトンの国家ということになって、プラトンの国家というそれ自身が理念なのですね。プラトンの国家は最後に全部書いていて、これは全部紙の上の話だとプラトン自身が書いていますから、理念化されたものなのです。

理念化されたもの話と、具体的現実と言っているのは次元が違って、立体的に見なければ、理念化された世界の話と、具体的現実の話とを同一平面で語ったら、話がめちゃくちゃになっちゃう。あくまでルソーは、理念化された次元で一般意思を言っているのです。

一般意思と言っているのは、言葉を変えれば、普遍性のある考え、公共的な意見とか公論というものです。それを一般意思と呼んでいて、単純な多数決を言っているのではないです。単純な多数決を言ったら、黒人と白人がいっぱいいいて、白人ばかり、黒人が1割しかいなかったら、単純な多数決で全部白人が通っちゃう。

これを一般意思というのだったら、ひどい話になっちゃうわけであって、これは各人が、単に自分の目先の得だけを考えて人間は生きているわけでは決してない。それだったら、自分の喜びとか、生きる喜びがなくなっちゃいます。

もっとうこう考えたほうがよりよいのではないか、こういうふうに考えたほうが本当ではないのか、そういう意識というのはどんな人にもあるわけです。そのことを自問自答するということと、自由対話をすることによって公論を形成していくのです。公共的な意見、公論を形成していく。それを一般意思だと言っているのです。

それがいつもうまくいくとか、そうじゃないと言ったら、現実上の話だったら、いつもうまくいかないし、偏ることもある、ひどい話もあると、それはそのとおりなの

だけれども、ルソーが言っている一般意思というのは、理念化された世界で言っている、そういうことだと思います。

金 意見が違っていいですよ。別に同じになる必要はないではないですか。ですから、武田さんの理念の考え方はそういうものであって、私は、理念というのは別にあるものではなくて、現実の中から人間の試行錯誤を通して、限りなく近づくけれども、一致することはないという考え方なのです。

ですから、理念のほうから現実のほうを見る見方もあるでしょう。けれど、私は今まで生きてきた経験から基づいて、理念のほうから見るというよりは、現実のほうから理念も含めて見るというほうがもっと哲学として望ましいことだというのは、私自身の経験の考え方があるので、それはお互いの違いを尊重すればいいわけで、別に同じくする必要はないではないですか。

それは、今まで生きてきて、いろいろな国で経験を積んでみて、今日本に来て、いろいろな友達と、よいことをやろうと一生懸命頑張っている中で、常に日本なら日本、韓国なら韓国、アメリカならアメリカの現状の中に我々は生活しているわけですから、現状を踏まえて、限りなく理念のほうに近づくように物事を変えたいという熱き意思はあるのだけれども、それは必ずしもそこで一致するわけにいかないの、限りなく近づくようにしていくのが人間の営みではないか。それですよ。

武田 それは問題ないです。

荒井 よろしいですか。私は今回のテーマで、私たちは日本国憲法のもとにいますので、日本国憲法を完全に実施していかなければならないし、日本国憲法の基本の原理は民主制原理です。それは間違いはないですね。そこは疑問は差し挟まれるのですか。

金 いや、そうではありません。そのとおりだと思います。

荒井 それから、国民主権も当然だということですね。

金 はい。それで、平和主義。

荒井 民主制原理と国民主権、それに基づいて法制度があり、そこから公務員倫理法というのが出てくる。それは別に否定はされないわけですね。

金 全然否定しなくていいです。

荒井 だとすると、大元の考えが違うから結論も違ってくる、そういうようなことで理解すればよろしいですか。

金 それはね、哲学ですからね、大元を深く誠実に考えるということでしょう。主権在民ということと、天皇制は矛盾しないのです。天皇制だから主権在民が成り立たないというふうには考えない。なぜかというと、現実的に、イギリスであれ、ベルギーであれ、いろいろな国が立憲君主制のもとにありながらも、いわゆる我々が言っている意味での民主主義がかなり先進しているところなのです。

ですから、主権在民ということはすなわち、天皇制が成り立たないというふうには直接はつながらないから、それは別々に議論してもいいと。私の立場はそうなのです。

武田 だから、天皇制というふうにおっしゃるときに、明治のときも天皇制なんですね。近代天皇制というのが言われていますが。明治がつくった近代天皇制であるならば、主権在民と矛盾しちゃうわけです。

金 明治政府の天皇制と今の天皇制は違う。

武田 そうですよ。今の象徴天皇制のことをおっしゃっているのでしょうか。それは矛盾しないということで、みんな法解釈されているのではないですか。

金 だから、天皇の官吏から国民全体の奉仕者というのは、抜本的に変わったということではなくて、ただ、とらえ方のアスペクトが違うふうにしかなるには思えないということなのです。

荒井 解釈本では、抜本的に変わったと書いてある。

武田 そういうことになっている。

荒井 そういうふうには一般的には理解されていると思います。

金 そのときの天皇制というのは、明治時代の絶対君主としての天皇制から、民意に基づいて、国民の統合の象徴とする天皇制に変わったということ踏まえた上でのものでしょう。その意味や、歴史的な経過をちゃんと踏まえて考えないと、それだけを取って言うことは深い思考につながらないということを言いたいのです。

武田 ちょっと待ってください。深くないですよ、全然。浅いですよ。そんなばかげた話はないです。今も象徴天皇制のもとでの天皇の官吏なのですか、この方々は。そういう話になっちゃいますよ。その部分は。

金 言葉が通じないですね。全体という意味は、国民全体というのは、国民統合の

象徴とする天皇と憲法に言っているのですから、個別の国民ではなくて、国民全体といえば、象徴的に。天皇が象徴しているわけです。憲法にそうなっているではないですか。国民の総意に基づいて。

武田 それは現実の政治的な権力というものを一切持たずに、儀礼的な存在にすぎない。それははっきりしているのであって、儀礼的存在にすぎないということに対して、いわゆる非常に右翼的なというか、非常に保守主義の政治家で、それは嫌だという人がいるのは知っていますが、少なくとも儀礼的な存在にすぎない、国権に関する一切の権限は有しないとやっているのが、しかも、あいまいな象徴という地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくとされている以上、そういうふうに解釈して、何で公務員倫理とか公務員の問題、全く非現実の話になっちゃうのではないですか。

金 そう考えていいのだけれども、例えば、アメリカ合衆国大統領が就任式のときに、バイブルに手を置いて、神に誓うわけでしょう。それは別に政治権力がそこにあるという意味ではなくて、一つの儀礼なのです。儀式なのです。象徴なのです。シンボリックな意味なのです。それと同じ、シンボリックな意味があるということを行っているのであって、さっきから言っているのは、象徴すると、物理的に代表するという意味ではなくて、象徴する。シンボライズするという意味だと何回も言っているのに。

武田 すごくおかしいのです。おかしいですよ。「宗教の」と言った場合には、宗教の場合は、キリスト教の場合には超越神ですよ。具体的に存在している人間だったり、どこかの家族だったりするわけではないです。だからこそ、今言った形でシンボライズすることが可能なのではないですか。

ところが、天皇にという話になったら、天皇というのは具体的に存在している生身の人間、1人の男性なのです。神でも人間でもないなんてあいまいなものではありませんよ。生身の男、男性である人間ではないですか。

金 違う。全然違うのは、日本の天皇は名字を持っていないし、名前もっていないのです。ですから、ある意味でノンパーソンなのです。ノンパーソンだから、シンボリックな意味をそこにつけたわけです。

もしも「タケダ何とか」という名前を持っている人なら、具体的に民法上、法人格を持った具体的な個人がもしも象徴的な位置にいるのであれば、そういう話になる。だけど、それを防ぐために、日本では天皇というのは民法上のノンパーソンにしておいて、そこを国民統合の象徴というふうに憲法上位置づけをしたのだから、あえて言えば、アメリカ大統領が就任式でバイブルに手を置いてやるのは、宗教的ではない、政治的な儀式なんです。彼の権力行使が正当なものだという、人間には儀式が必要なので、儀式をやっているだけです。皇居で認証式をやるのも、一種のそういう

儀式だと。

ですから、儀式で、象徴的な意味があるのだというふうにとらえれば、別に民主主義で主権在民と矛盾しないのではないかと。私はそう思って、なぜそれをかたくなにやるのは、もしかすると私から見るとトラウマがあってやっていることではないか。もう少し寛容にしてください。自由になってやりなさい。

武田 単純な話だけになるのです。

金 単純な話ですよ。むしろ私のほうが天皇制を批判する立場にあると人は言われるけれども、そんなことはない。

武田 そういうことを言っているのではない。

荒井 議論が伯仲してきましたが、今回のテーマはあくまでも公共哲学、公務員倫理、それが天皇制というものの理解によって大分違うなというところがはっきりしてきたという感じがするのです。憲法解釈も全然違うのだなと。全然違うということになると、全体の奉仕者の考え方も違うなということも私は思ったのです。

金 なぜそのように思うのかわかりませんね。倫理というものは、真空状態から成り立つのではないのです。倫理というのにはある意味で、それぞれ国民なら国民、市民の常識、当たり前と思うこと、それはほかの意味でいえば、何かの形で権威化された意識をもとにして成り立つわけですね。ですから、日本は日本人の倫理とか方針というのがあるわけです。長い間使ってきた。それをある意味では明示化するのが倫理規定であり、法規定であると私は思います。別に空から飛んでくるのではないのです。

荒井 憲法から来るということですよ、当然。

金 だけど、憲法をつくる時、真空状態からいきなり憲法をつくるのではないですから。それは長い間伝えられてきて、ある意味で定着した、形成された法意識、倫理意識、道徳意識、常識、そういうものがあって、そういうものに基づいて、言ってみれば国民の意見をいろいろな形で集合して、それを明文化したのが法規定であり、倫理規定だと思うのです。ですから、それを真っ当にもしも哲学をするならば、それがどういうふうになり立って、どういうふうになり立って、なぜそれが正当なものだと納得するのか、そういうことを考えないといけません。

荒井 今まさにそれを議論していたのではないかと思います。

金 それを今やってきたのではないですか。

荒井 そうだと思います。それで、かなり意見が違うなという感じを私は持ちました。

金 私は余り変わっていないと思います。

山脇 私もそれほど変わっていない。いっぱい憲法学者等呼んで、長谷部とか、そういった人が出ればもっと違いがはっきりするけれども、大統領制をどう見るかと、いろいろな問題が絡んできて。

私がただ言いたいのは、倫理という概念を義務だけでとらえてはだめだということをはっきり言いたい。倫理の本当の目的は幸福なのです。日本人は倫理というところがなまりますでしょう。公務員倫理規定に対してクレームをつけたのです。倫理ということを何で考えているか。法律で縛るのが倫理だと。はっきり言います。それもありませんけれども、それは倫理を全然わかっていない。「エートス」というのは生きがいであり、やりがいであり、モチベーションであり、そういう形で活性化する。それが義務に通ずるといふようなのが倫理であると考えます。

ですから、かたい、こうだというのではなくて、本当の「エロース」、武田さんが言った「エロース」的なもの、「エートス」ですから、それを根づかせるということは、まさに根付きであり、デモクラティックカルチャーをつくることであり、もちろん義務なしには成り立たない。そして、義務と、生きがいみたいな活性化、組織文化、それをどうやって両立させていくかというのは、これから公務員のあり方としてすごく重要だと私は思います。

武田 私は倫理について、倫理というものが生じてくる源泉は何ですか。それは自己の存在意識に対する明晰さです。自分というものがどのような存在か、公務員でいえば、公務員というのはどのような存在かということ。存在意識の明晰さがなければ、今おっしゃったことはすべて成り立たない。違うというならおっしゃってください。

金 それはまた日本でものすごい議論を積み重ねたことなのですが、倫理というのは、自己意識ではない。自己と他者の関係です。ですから、それが武田さんと延々続けた議論の中での違いで、それは私は、倫理であれ、道徳であれ、長い間自己意識ととらえてきた、その考え方を私は変えて、自己と他者の関係というふうに取り直さないと、今、倫理を語る意味はない。

武田 自己がないところに関係ということは生じないです。まず沈思があり、自己存在に対する反省がありと言っていることがあって、初めて関係性というのは成立するので、そういうものを飛ばして関係性ということを持ち出しちゃっているのは、それはあいまいにしている。違いますか。

金 違う。それを自己意識に回帰するならすべてをあいまいにするのです。他者意識と同時に、自己意識が関係として結ばれないと、自分さえよければいいとなっちゃうのです。だから、他者があって、他者とのいろいろな相互関係の中で自己を反省し、自己を再確認するのであって、他者がいない自己だけ、そんなものはあり得ない。

武田 全くない。そんなことは余りに当たり前の話ですね。

山脇 当たり前ではない。それをやると、武田さんを粉砕する自信はあるけれども、そこまではやりません。

武田 それは全くおかしいので、間違っている。原理がおかしいのです。いいですか。人間の自己意識というものが生じるのは、自我というものが生じるのは、確かに、幼児の発達心理学などを踏まえれば、他者の認識があって、自己意識というのが生まれるのです。発生論的にはそういうことが言えるのです。起源の問題。ところが、一旦つくられた自己意識というもの、これはうんと小さいときにつくられます。その一旦つくられた自己意識というものに、自分がどのように向き合うかという話になったとき。

山脇 単なるリフレクションの問題ですね。反省、それがなければ哲学はない。それは全く賛成です。ただ、それね。

荒井 よろしいですか。話がかなり哲学そのものの話に入ってしまったので、今回のテーマと相当ずれてしまいます。本当はそっちまで話さなければいけないのだと思いますが、時間も来てしましまして、ここで結論うんぬんということでもないと思いますので、一応きょうはこのぐらいにさせていただきたいと思います。

ただ、会場の皆さん、いろいろ疑問も多分聞いて出てくるのではないかと思いますので、もしある方があれば、何でも言っていただきたいと思います。いかがでしょう。



## 6 . 質疑応答

(質問) 二元論、三元論、立場はあると思いますが、公と民あるいは私というものの境界線というのは絶対的なものではない。言いかえると社会の変遷によって移り変わっていくと思います。

例えば、昔は完全に公と考えられていた鉄道とか通信、郵便は国家そのものだったのですが、それは今は民の領域に入っている。一方、昔は民の領域であった社会福祉は戦後、憲法で生存権が認められてから、かなりの部分が公的領域に入っていったし、それから、最近特に問題になったのは、金融インフラ。どうして公的資金を投入するのかという根拠をめぐって散々国会でも議論されたのですが、今では金融インフラというのは極めて高い公共性を持っていると見ていいと思います。そのようにした形でかなり境界線が動いている。そういうことをどう考えられているかという点と。

もう1つ、今は民営化された人たちも高い公共性を持っているわけですから、それなりの職員倫理が要求されるわけです。そういった方々の職員倫理と公務員倫理の相違、絶対的な違いというものはあるのか。そういった特殊性というもの。これは建設行政とか、守屋元次官のように高い政治的意思決定をやる方は別なのですが、ごく一般の公務員の倫理と果たして固有の相違点はあるのかというのをお伺いしたいと思います。

山脇 いろいろなところで公共性ということの定義は、広く社会の利害や時代によって変わってきているし、あるいは、企業の公共性ということすら今言われているということで、そういったものを考え直すということは公共哲学の大きな目的です。あと、職業に応じて倫理というものも当然変わってくるので、それはいろいろな場において考えられなければならないことで、今おっしゃったことはほとんど正しいと思いますが。ポイントは。

金 人間たる者は倫理を持つべきだというごく抽象的なレベルから言えば、すべての人間に必要な倫理と考えられますが、具体的には、人それぞれが活着している中で求めるものが違うという前提に立てば、公務員なら公務員に必要な倫理規定があって、それは必ずしも会社員と同じとは限らない。そういう多元性を認めたほうがいいと私は思います。

全体にかかわるような倫理というものを無理やりつくろうとしたら、逆にそれがいろいろな意味で不都合を生じさせるので、とりあえずは国家公務員に必要で、それが国家公務員をもっと生かす、市民、国民との関係をもっと活性化するという方向に国家公務員の自己と他者の関係を改善していくような規定をつくるほうがいいのではないかと。

私は、自己と他者の関係を考えないと倫理というのは考えにくいと思っています。



武田 私は、内容を言うと長くなってしまふので、結論だけ。もちろんそれぞれの職業によって何かしらの違いがあるのは一般論として当たり前の話です。ただ、大元を考えたときには、ある道德とか、道德律みたいなことを示して、それを倫理だと言うというのは余りよくないと思います。そうではなくて、道德というのは良心と考えたほうがいいと思います。良心と言っているものは、憲法 19 条で思想及び良心の自由という言葉がずっと私は引っかかっている、いい言葉だと思うのですね。

だから、あるときに、こういうことがあるじゃないですか。ナチスから逃すために、その当時の法というものを超えて、たくさん人を救った、こういう話がありますよね。それは良心からですよ。そういう良心というものを自己の中で育てていくということが基本だと思っていますが、この話は実はとても大変な話なので、結論だけ言いません。

(質問) 人事院の菊池と申します。

哲学的な議論の中で、私どもはもっと素朴に研修を担当している中で、何とか公務員の倫理観というのを高めることはできないかと考えておりました、そういう中では、いろいろ理念的な問題はあるにせよ、結局、だんだん幹部になっていくと、自分がどう判断するか、何を問題としてこの問題はどうか右に行くべきか、左に行くべきか、もちろん政治との関係の協働性の中でも、行政の現場、実際の個別の判断という集約された中での判断がそこにあるわけです。そういう中での判断の機軸みたいなものをそれぞれがそれぞれの現場の中で持っていたくことが必要だろう。

そのためには、やはりいろいろなことを自分自身がどう考えていくのかということを考える契機、考える場、そういうものを、忙しい中ですが、とにかく繰り返し持ってもらおう、そういう気持ちでいろいろなことを考えているのですが、なかなかこれはまた、どういう効果があったのかとか、実際には本当に倫理観というものは、潔い倫理観とか、高い志というものは、学んでとか、研修の何かをやったから身につくものではないというご意見もあるわけです。

ただ、私どもとしては、そういうことをみずからが振り返り、考えていくという場をとにかく少しでも多くしていくことによって、そこからいわばご本人につかんでいただくということで、何らかの形での支援をしていければいいと考えているのですが、先生方は、倫理観というものを高めていくことがそういう試みの中で可能かどうかというところでご示唆をいただければと思います。

武田 もっと自由に考えて、自由に発想して、何でも言ってみるという基本がないと、倫理も何もすべて成立しないというのが私の意見です。内容を展開すると、すごく長くなりますので、一言。

金 きょう荒井さんが問題提起なさったのは倫理だったので、倫理観の問題になり

ましたが、今おっしゃった意思決定、判断を下すとか、そういうことになりまして、これは倫理というよりは、公共哲学的構想力という言葉を使うのですが、具体的な問題、状況の中で最適を結果をもたらす可能性が一番高い判断というのはどういうものか。

それは倫理というよりは、「賢慮」という言葉があるのです。知識ではなく、倫理でもなく、道徳でもなく、ある意味では実践的な知恵。それは経験が一番大きな影響を与えて、そこに経験と理想を最適に持っていくふだんの思考の結果だと思えます。

いろいろな方の意思決定の過程をつまびらかに調べていますと、どんなに倫理があり、哲学なり何があっても、最後の最後は、結局ご自身が置かれている状況で、最善の結果をもたらす方向で判断を下すのです。それが後になったら間違っていたということがあっても。ですから、その実践的な知恵を身体感覚化して、常に現実の中で最適を実現するような判断力、期待というか、「賢慮」の問題だと思えます。ブルーデンスという言葉を使うのですが、ブルーデンスの問題であって、能力とか、知識とか、倫理の問題とは直接はつながらないのではないかと。

きょうは倫理の問題だったのでそういう話になったのですが、その問題はいずれ、意思決定はいかになされるべきかというような別問題として考えたほうがいいと思えます。

山脇 私は、半分金先生がおっしゃったので、「賢慮」は倫理学という中で出てきますから、広い意味の倫理だと思っています。そのときの答えは、数学みたいに答えが1つしかない絶対的なものではなくて、他にもあり得るだろうけれども、この時点においてはこれが一番いいだろう。ただ、もっといい意見が出てくるかもしれないけれども、暫定的にこれで合意しておきましょう。もっと意見があったら、検証して、オープンしておきましょう、そういう意思決定のやり方なのです、「賢慮」というものは。

だから、相対主義でもないし、絶対主義でもない。しかし、やはりそこでまじめに考えて、この状況においてはこれで行くのが一番賢明でしょうというようなものが「賢慮」という考えで、これは王道だと思えます。倫理的判断力においては。

(質問) 総務委員会調査室の瀬戸です。

きょう直接ディスカッションの中では出てこなかったのですが、公共哲学をされている先生方の中には、公務員試験に公共哲学を導入すべきだと主張されている方もいらっしゃるかと思います。その点についてどのようにお考えになっているかということと、あと、具体的に導入する試験科目として公共哲学を導入する場合に、例えば五指択一の選択問題ですとか、論文形式にしても、答えが用意されているような出題の方式で、公共哲学に関する知識の有無を問うような形式で試験問題がつくられたのでは意味がないと考えるのですが、その点についてどのようにお考えかということをお聞かせください。

お教え願いたいと思います。

山脇 全くそのとおりで、そういう試験だったらやってほしくないと思います。ないほうがまだましだと思います。この公務員に試験をやるべきだという意見まで私は考えていないので、これから考えていきたいと思います。山口先生は、政治学の立場からそう考えていると思いますが、公務員試験の問題は別に考えただけで大きな問題だと思います。

ですから、もし公共哲学が1つの答え、そういったものがあるとしたら、論述形式以外あり得ないと思います。もしするとしたら、試験の採点が大変。現時点ではまだそれしかお答えできません。

金 試験には入れないほうがいいと思います。ただ、望ましいのは、一度公務員になった後、研修過程で、公共哲学を教えるのではなくて、活発な議論を通して、いわゆる公共哲学的構想力というのはどういうものかということ、具体的な問題を置いて、いろいろな意見を出し合って議論する。私は、公共は「公共する」というふうにとらえているのです。これは活動、実践です。それは物事を一方の考えで押しつけるのではなくて、対話をする。その後今度は、対話して、何か合意が少しでもあれば、それに基づいて協働する。ともに活動する。それを通して、今までなかった新しい目を開く。

それが実は3セットになって、私は公共性とか、そういうふうにとらえるのではなくて、公共する、実践活動ととらえますから、それをゼミを通して実際やってみる。そうすると、さっきおっしゃった意思決定の場合とか何かを決断する場合、そういう経験を踏まえなかった場合よりは、より適切な「賢慮」を生かす可能性が高まるのではないかと。試験科目に設定するのは絶対よくないと思います。

(質問) 総務調査室の安藤と申します。

今、公務の世界ではさまざまな不祥事が起きているのですが、そのことと、公共哲学ということで考えたときに、一公務員が日々どういったことを共通了解として持って、それをどうやって実践していったら公務員不祥事は防げるのか。それを伺いたいです。

山脇 公共世界という言葉を使って、その対極にある言葉は何かという質問があると思って、受けたときに、それは私利私欲の世界だと答えるわけです。やはり私利私欲ということに誘惑があっても、それと戦うというようなことが私は前提だと思うのですが。

それと同時に、それだけではなくて、全体の奉仕者になるかはともかくとして、人々のために活動しているのだ、民意を受けて活動しているのだという意識、エートスで

すね。それを仕事のやりがいにできれば一番いいので、その点は荒井さんと結論的には余り変わらないと思っています。

武田 先ほど話しましたように、国家公務員とは何なのか、その認識がないのだという話になれば、何も語りようがない。自分自身の存在意識の明晰さというのはそういう意味で言っているわけです。何も独我論的に、自分だけに閉じこもってなんて、そんなばかな話をしているのではないのですね。教師をやっているなら、教師とは何なのだろうかということ、これを自己存在ということを問うてみるということを行っている。公務員だったら、公務員って何なの。それを全体の奉仕者、一般意思、これに対して、何らかのサービスが提供できる、そのことを実現するのだ、そういう意識というのが最初になれば困るわけです。

ところが、私がすごく言いたいところなのです。というのは、キャリアシステムというのがあるでしょう。これはだから、金さんがおっしゃったように、明治以来引きずっているわけです。明治の天皇制以来引きずっているわけです。それはもともとは、明治は天皇が主権者であって、その官吏だというふうに規定されて、国家公務員はつくられたのは歴史的事実なのです。そうすると、天皇に対する奉仕者なのです。主権者に対する奉仕者ですから。でも今、主権在民というところまではみんな一致しているわけです。

今、国家公務員というのは、主権者に対する奉仕者ですから、国民の一般意思への奉仕者なのです。このことをまず明確にしなければいけないのに、こうなっています。こういう問題が出てくるのも、最初に私が提示した薬害の問題も、こういうものは年がら年じゅう起きます。

単に守屋次官みたいなもの場合は、「私」にしてしまっている、「私」の利益にしてしまっているというのだったら、単純な犯罪で済みます。だったら、そういうものをどうやって防止するかというのは、非常に具体的な話になると思います。こういう制度をつかって、何とかしてという具体的な話になる。哲学的な話ではないです。

ところが、こういう問題と言っているのは、こういう情報を出していても、何一つ厚生労働省としての謝罪とかはありませんよね。黙って出てきます。こういう問題は、単に私の利益、ハレンチな私利私欲というのではないです。構造的な問題なのです。

こういう問題をどう防ぐのかと考えなければ、答えようがないですね。個人的な犯罪の問題だけ言われても、こういうふうに、これが出てきてしまう。ずっとやっています。それは自分たちが市民、国民の一般意思のために働いているのだ、だから自分たち税金によって生活しているのだという、その基本形がなくなっていて、何か偉いのだと思っている。どこかで偉いのだと。

多くはやはり東京大学法学部、一番多いですよ。私の友人にもたくさんいますが。そうすると、どこかにそれがある。表面はすごく紳士なのです、皆さん。ところが、プライドと言っているものが、私は間違ったプライドを持っていると思う。受験戦争、試験オタクみたいなことでの勝者。テストゲームみたいなところでまずキャリアがそ

の道に入った。そうしたら、そういう人生になるのだという。

この仕組みをやはり変えていかないと、そのエリート意識がある限り、こういう市民的公共、国家的公共とは違う独自の自分たちの考え、官としての独自の考えがあつていいのだし、当然だというのがどこかにあれば、こういう問題は必ず出てきますから、このことが結局、不祥事。とんでもない不祥事でしょう、社会保険庁。個人的ハレンチ罪と違うのですよね。でなくて、構造的なとんでもない問題なのです。

こういうものの元を断つには、そういうふうにして、大元からもう1回考え直さなければいけないと思いますが、いっぱい言いたいことがあるので、すみませんが、もう時間がないのでしょうか。でも、一応具体的にはそんなことです。

金 重要なポイントだけ申しますと、伝統社会の官僚というのは、一般教養の試験を通して、それで選別されたのです。それに求められたのは、人間を含め、すべての物事を判断するとき、普遍的な教養に基づいて判断することを求めたわけです。それがうまくいなくて崩壊しましたが、もともとはそうだった。

日本の官僚というのは、基本的に法知識に基づいて、政治家がつくったとか、だれがつくったかは別として、つくられた実定法をいかにして物事に適用するかという解釈者だったのです。解釈者でありながら、できるだけ物事を制限する方向に解釈したのです。

今からはそうではなくて、仮に実体法が存在するとしても、できるだけそれを生かす方向に。ですから、新しい意味を開いていく方向に解釈するような国家公務員になれば、それは、意見は違いますが、今までおっしゃっていたように、国家のために、国民のためになるような公務員のあり方になっていく。

実定法の解釈を基本的に制限的に適用するのか、それとも、活性化の方向に適用するのか、大きな違いです。会社でも、会計担当者が、会計原理をできるだけ社員の行動を制限する方向に適用しているわけです。私は会社でつくづく感じました。だけど、そうしたら、企業自体が、安定はするけれども、発展はないわけです。ベンチャー企業は成り立たない。だから、できるだけ会計原理を新しいことをやろう、可能性を開いていく方向に解釈すればいい。

同じ会計原理でも、市民のため、国民のために、社員のためになるものなのだけれども、会社という組織を維持するところに優先思考を傾けますと、どうしても社員の行動を制限する方向に行っちゃうから、どちらかに傾斜するのではなくて、最適化を求めていく。これは「賢慮」です。

ですから、今からの公務員は、私の言葉で言えば、公共哲学的構想力をちゃんとはぐくんで、物事が一方的に偏らないで、常にいい意味でのダイナミックなバランスを取れるような思考が身につくようにすることが一番重要ではないか。私としてはそう思います。

山脇 キャリアの問題。荒井さんの書いたもので一番共感するのは、実力主義で来

て、キャリア、ノンキャリアの区別は、そういった実力本位のことを脅かすからやめるべきだということをお書きになっていた。

金 だけど、世の中はどこでもありますよ。

山脇 それは賛成しますが。もちろん能力主義ということ为前提で。

金 それは簡単な問題ではないです。

山脇 知っています。

金 メリットクラシーが。

山脇 メリットクラシーを認める。

金 いいことを言っておられます。しかし、社会の進歩とか、人間の改善ということを考えるとき、すべて物事を全部一括平等にすればいいかということも違うので、これこそやはりバランスが必要ではないかと思います。

荒井 また議論が続いていくのではないかと。

山脇 メリットクラシーを認めるからこそ、キャリア、ノンキャリアをやめる。そういう考えでしょう。

荒井 先生方。

山脇 どうもすみません。時間を横領してしまいまして。時間の公共性（笑）

荒井 （時間を）大幅に超えてしまいましたので。実は今日はこういうふうになるのではないかと思って、もう少し絞った形で話をしたかったのですが、結果的にこうなりました。ただ、私は、これが公共哲学なのかなという気も実はしています。それで、意見の食い違いはものすごく大きいというのを理解したことと、それから、こういう話をもっと徹底的に公務員の中でやっていく必要があるなど。

市民的公共とは何か、公務員とは何か、だれのためにやっているのか、今起きた事件というのはどうして起きてしまったのか、そういうことを現実具体的に考えて、制度上の自分たちの立場を振り返ってみるといことは絶対必要だと思います。それがまさに公務員研修などに求められていることだと思います。そういうことをここで認識したなと私は思っております。

これからちょっとわかりませんが、できればこのような機会を、まだ1回目ですので、せっかく参議院でこういうことが始まって、こういうのはまさに過去に例のない企画です。先生方のメンバーを見ても、素晴らしい方々ばかりですので、少しでも続けていきたいと思っております。

本日は、お忙しいところ本当にありがとうございました。(拍手) (了)



写真提供：白樺教育館 古林 治氏

## パネルディスカッションの論点

### 1. 公務員の現状についての基本認識

- ・防衛省守屋事務次官汚職事件、厚生労働省薬害肝炎事件で、何が問題か。まさに民主制国家における公務員とは、本来どうあるべきかが問われているが、どう考えるか。

### 2. 公共哲学と公務員倫理の関係

- ・公務員の在り方、倫理について、公共哲学はどう関係し、貢献できるか。
- ・学問としての公共哲学を公務に導入する際の問題。
  - 特に「公・私・公共三元論」における「公と公共の区分け」の妥当性。
  - 「三元論」は、現行法制上成り立たない。民主制原理に反し、公共哲学の原理となり得ない。「現実問題の重要な側面を際立たせて説明する理論の一つ」である。
- ・公務員倫理、研修は、民主制原理を柱とする公共哲学に基づくほかない。
  - 公務員には憲法尊重擁護義務があり、「民主制原理・国民主権原理 全体の奉仕者 公務員倫理」という思考が必要である。
  - 学問としての公共哲学は、哲学学説や思想の知識習得であり、民主制原理の確認を前提に意味を持つ。

### 3. 哲学の意義と必要性

- ・「哲学する」とは何か。なぜ「哲学する」ことが必要なのか。
  - 公務員が「哲学する」ことの意義は何か。

論点2.の内容については、『公共哲学と公務員倫理～民主制国家における公務員の本質～ 荒井達夫(「立法と調査」2008.1 第275号掲載)』において詳しく記述されている。



## パネリストのプロフィール

金泰昌 (KIM TAECHANG)

1934年8月1日生(韓国 忠清北道 清州市出身)

現・公共哲学共働研究所長

専門分野：公共哲学、政治・社会哲学・比較文明・文化論、将来世代研究

韓国延世大学政治外交学科卒、同大学院政治学博士

駐韓米国経済協調所 (United States Operation Mission/Korea) 企画補佐官 (1969 - 1970)

国立忠北大学教授、同社会科学大学長、国際関係研究所長、統一問題研究所長、行政大学院長 (1970 - 1990)

日本 東京大学客員研究員 (1990 - 1992)

日本 京都 国際日本文化研究センター客員研究員 (1992 - 1993)

日本 北九州大学客員教授 (1993 - 1994)

日本 九州女子大学教授、同文学部長 (1994 - 1995)、

中国社会科学院客員教授、

ベトナム ホーチミン市社会科学院客員研究員、

タイ マヒドル大学アセアン公共保健大学院客員研究教授、

香港大学都市計画環境管理センター客員教授、

米国 ヒューストン大学大学院未来研究課程客員教授、

英国 オックスフォード ブルックス大学客員教授、

カナダ トロント大学 OISE 変化行為研究センター客員研究員、

日本 大阪国際大学国際問題研究所客員研究員、

オーストラリア シドニー経営大学院客員教授

アルゼンチン、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルネイ、チリ、中国、ドミニカ共和国、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、マレーシア、マルタ、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、台湾、タイ、トルコ、英国、ウクライナ、米国等講演

主著：

「マルクスの史的唯物論批判」(韓国語版 1980)

「人間・世界そして神」(韓国語版 1985)

「政治哲学的思考の軌跡とその周辺に集められた思考の断片」(韓国語版 1989)

「現代政治哲学：探索と展望」(韓国語版 1989)

『共福の思想』(日本語版 1992)

『二十一世紀への知性的対応』(韓国語版 1993)

『いまなぜ将来世代なのか?』(将来世代総合研究所 1994)

Thinking About Future Generations, 将来世代総合研究所: 1994

Creating A New History for Future Generations, 将来世代総合研究所: 1995

Self and Future Generations, Cambridge: White Horse, 1999

The 13th Labor: Improving Science Education, Amsterdam : Gordon & Breach Publishers, 1999

Co-creating a Public Philosophy for Future Generations, London & New York: Adamantine, 1999

The Generative Society Caring for Future Generations: American Psychological Associations, 2004

シリーズ『公共哲学』(全20巻) 佐々木毅氏他との共編(東京大学出版会 2001-2006)

シリーズ『物語り論』(全3巻) 共編(東京大学出版会 2007)

武田康弘の自己紹介文（参議院総務委員会調査室からの依頼により記述）

わたしは、従来の履歴書のような紹介はしたくありませんし、されたくもありませんので、内容的な紹介文を書きたいと思います。

まず、生まれは千代田区の神田須田町ですが、文京区の向丘と半分ずつの生活でした。複数の大学で哲学の授業を受けましたが、どうにも大学の哲学にはなじみず、1976年、24歳のときに千葉県の我孫子市に私塾を開き、同時に教育の本質を考える『我孫子児童教育研究会』を主宰して、自力で哲学する営みを続けました。30歳を過ぎてからサルトルやポンティの邦訳者でもある哲学者の竹内芳郎氏に師事し、言語論・文化論・宗教論などを学びました。

その後、竹内氏と共に1989年より東京の狛江市で『討論塾』を開き、新たな対話文化を生むための活動に取り組みました。また、その少し前の1987年より、市民の直接参加による政治をつくるための新たな哲学＝「実存論を基底とする公共的な思想」を生むために、『我孫子哲学研究会』を立ち上げました。そこでの近代民主主義社会の原理論とフッサール認識論を中心とした哲学研究は、その後、同志の福嶋浩彦（当時我孫子市議・1995年から2007年まで我孫子市長）により、我孫子市政の現場で活かされることになりました。

これとほとんど同時期に、我孫子市の中学校で行われていた管理教育を是正する市民運動を起こし、体罰と丸刈り強制的撤廃を実現しましたが、その運動の経緯は、岩波書店から依頼された原稿（「世界」92年8月号「我孫子丸刈り狂想曲」）に記しました。

また、1991年に「オンブズマンと情報公開を考える会」をつくり、千葉県ではじめて、決済前の文書と議会情報を含む情報公開条例の制定に力を注ぎました。

1999年からは、白樺派のコロニーであった我孫子の地に『白樺文学館』を創設するための仕事に全精力を傾け、白樺思想の定義と資料の収集から始まり、建物のコンセプトとディテール決定を含む全コンセプトを作製し、初代館長を勤めました（オーナーは、初代オラクル社長の佐野力氏）。

現在は、私塾『ソクラテス教室』を発展させた『白樺教育館』（2004年に私が建造）において、小学生から70才過ぎの方までの「意味論による教科の学習」と「対話方式による哲学授業」を行っています。なお、金泰昌氏との出会いは、『白樺教育館』の基本理念「市民大学・白樺フィロソフィーと民知の理念」によるもので、2005年6月に金氏が『白樺教育館』を訪れたことから交際が始まりました。

わたしの思想的な立場は、「哲学史 内 哲学」という狭い世界から抜け出し、生活世界に立脚して「ふつう」のことばで自由対話する哲学運動 = 「民知」の提唱ですが、それこそが本来的な公共哲学（市民みな哲学）である、と考えています。

山脇直司（やまわき なおし）

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授

研究分野：公共哲学、社会思想

研究活動：

政治、経済、メディア、科学技術、宗教、教育など様々な社会現象を「公共性」という観点から統合的に論考するとともに、人間が「私」を活かしつつ、「民（たみ）の公共」を開花させ、政府や国家の「公」を開いていく 21 世紀の学問としての公共哲学を開拓中である。

その一環として、個人一人ひとりが自ら生きる「現場性」や「地域性」という意味でのローカリティーに根ざしながら、グローバルかつローカルな公共的諸問題を論考する「グローバル公共哲学 活私開公のヴィジョンのために」をまもなく刊行予定である。

略歴

1949 年青森県八戸市生まれ、一橋大学経済学部卒業（経済学士）、上智大学大学院哲学研究科修士課程修了（哲学修士）、旧西ドイツバイエルン州立ミュンヘン大学哲学博士号取得。

東海大学文学部文明学科専任講師、上智大学文学部哲学科助教授を経て、1988 年に東京大学教養学部社会科学科に着任。現在は、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授として、公共哲学、関連社会科学基礎論、社会思想史などの授業を担当している。

なお、2005 年から 2007 年まで経済産業省産業構造審議会基本政策部会委員を務めた。

また現在、国連大学グローバルセミナー企画委員を務めている。また、ユネスコ主催の「地域間哲学対話」の国際会議や京都フォーラムが主催する公共哲学研究会に数多く参加している。

単著として、

- 『グローバル公共哲学』東京大学出版会、2008 年 1 月
- 『社会福祉思想の革新』かわさき市民アカデミー出版部、2005
- 『公共哲学とは何か』筑摩書房、2004
- 『経済の倫理学』丸善、2002
- 『ヨーロッパ社会思想史』東京大学出版会、1992 などがある。

編著として、

- 『組織・経営から考える公共性』東京大学出版会、2006
- 『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会、2006
- 『現代世界と宗教の課題』蒼天社出版、2005 などがある。